

第2期

野々市市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

野々市市

目次

第1章 計画策定の概要	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
(1) 法的位置づけ.....	3
(2) 関連計画との関係.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
5 計画の対象.....	4
第2章 野々市市の子ども・子育ての現状	5
1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移.....	5
(1) 年齢3区分別人口の推移.....	5
(2) 就学前人口の推移.....	6
2 女性の労働力率.....	6
3 市内の保育所、認定こども園及び幼稚園の設置状況及び利用状況.....	7
第3章 市民の子育て支援ニーズ	8
1 主なニーズ結果.....	8
2 ニーズ調査から見えた特徴的な結果について.....	13
第4章 第2期計画に向けた考え方	15
第5章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念.....	16
2 基本目標.....	17
3 施策体系.....	18
4 重点施策.....	19
第6章 施策の展開	21
基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な支援体制づくり.....	21
(1) 子どもの人権の尊重.....	21
(2) 児童虐待の防止.....	22
(3) 安全な環境づくり.....	23
基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり.....	25
(1) 次代の親の育成.....	25
(2) 心豊かにたくましい人を育てる教育.....	26
(3) 家庭や地域の教育力の向上.....	27
基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる社会づくり.....	29
(1) 母子の健康の確保.....	29

(2) 食育や思春期保健対策の推進.....	30
(3) 援助を必要とする家庭への支援の充実.....	32
基本目標4 子育てと仕事の両立ができる社会づくり.....	36
(1) 子育て支援サービスの充実.....	36
(2) 男女の協力による子育ての推進.....	38
(3) 仕事と生活の調和の推進.....	39
基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり.....	40
(1) 子育て・子育てを支える地域づくり.....	40
(2) 子育て交流の促進.....	40
(3) 子育てネットワークづくり.....	41

第7章 支援事業計画.....43

1 教育・保育提供区域の設定.....	43
2 幼児期の学校教育・保育.....	43
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	43
(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）.....	46
3 地域子ども・子育て支援事業（13事業）.....	47
(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）.....	47
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	48
(3) 放課後児童健全育成事業.....	49
(4) 一時預かり事業.....	50
(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	52
(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）.....	53
(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）.....	54
(8) 養育支援訪問事業.....	55
(9) 病児・病後児保育事業.....	56
(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）.....	57
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	58
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	59
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....	59
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	59
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携.....	59
7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	59

第8章 計画の推進.....60

1 計画の推進主体と連携の強化.....	60
2 計画の進行管理.....	60

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

急速な少子・高齢社会の進展や家族構成及び労働環境など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもや子育て家庭を行政や地域をはじめ、社会全体で見守り、支援していくことが求められています。

国では、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年に「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を柱とした新たな子育て支援の仕組みとして「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

野々市市では、子ども・子育て関連3法に基づき平成27年3月に平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間とする「第1期野々市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「次代を担う子どもの幸せと、子育てしやすい環境づくりを、地域が一体となって育むまち、ののいち」を基本理念に教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子どもや子育てに関連する業務の円滑な実施に取り組んできました。

第1期計画が終了するにあたり、多様な働き方を可能にする「働き方改革」や、少子化対策の一環として子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とした「幼児教育・保育の無償化」など、近年の国の方針や本市における子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえた「第2期野々市市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立支援など、子育て家庭における課題の解決や教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と円滑な実施に向けて、計画的に取り組めます。

2 計画の位置づけ

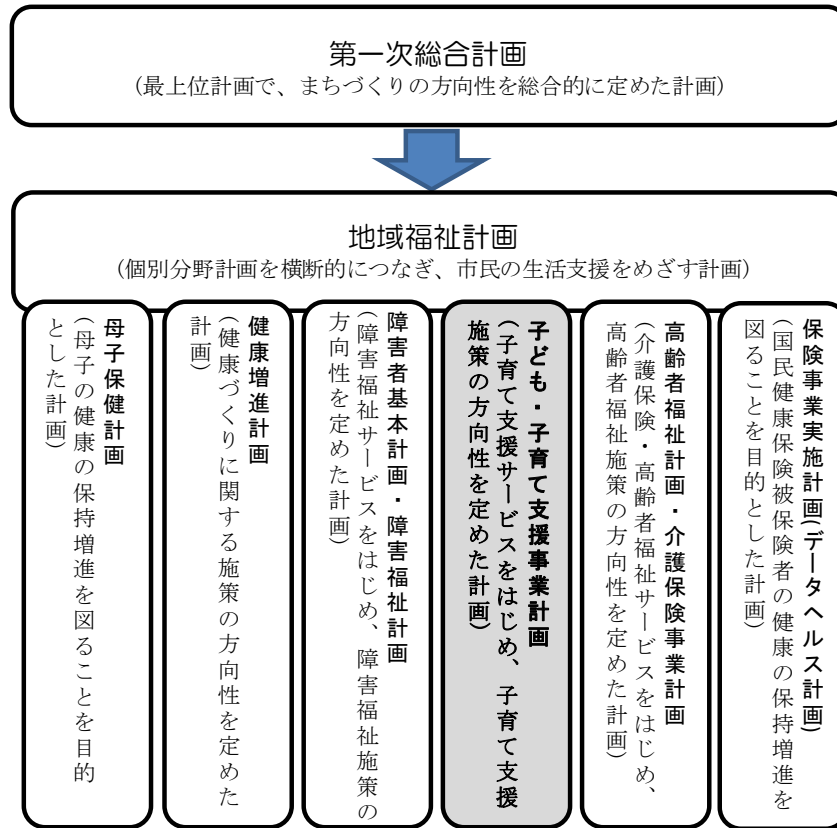
(1) 法的位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国の定める基本指針を踏まえて策定しました。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」を包含し、一体的に策定しています。

(2) 関連計画との関係

この計画は、野々市市の上位計画である「野々市市第一次総合計画」の部門別計画であり、関連する「野々市市地域福祉計画」等の諸計画との整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

この計画は、5か年を1期とするものであり、今期の計画は令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、年度ごとに点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年にあたる令和4年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、第1期計画の実施状況を点検・評価するとともに、子育て中の当事者等の意見や子どもをとりまく環境及び市の実情を踏まえ、市民や学識経験者、関係機関の代表者などで組織する「野々市市子ども・子育て会議」において内容等の協議を行いました。

また、市民にこの計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

5 計画の対象

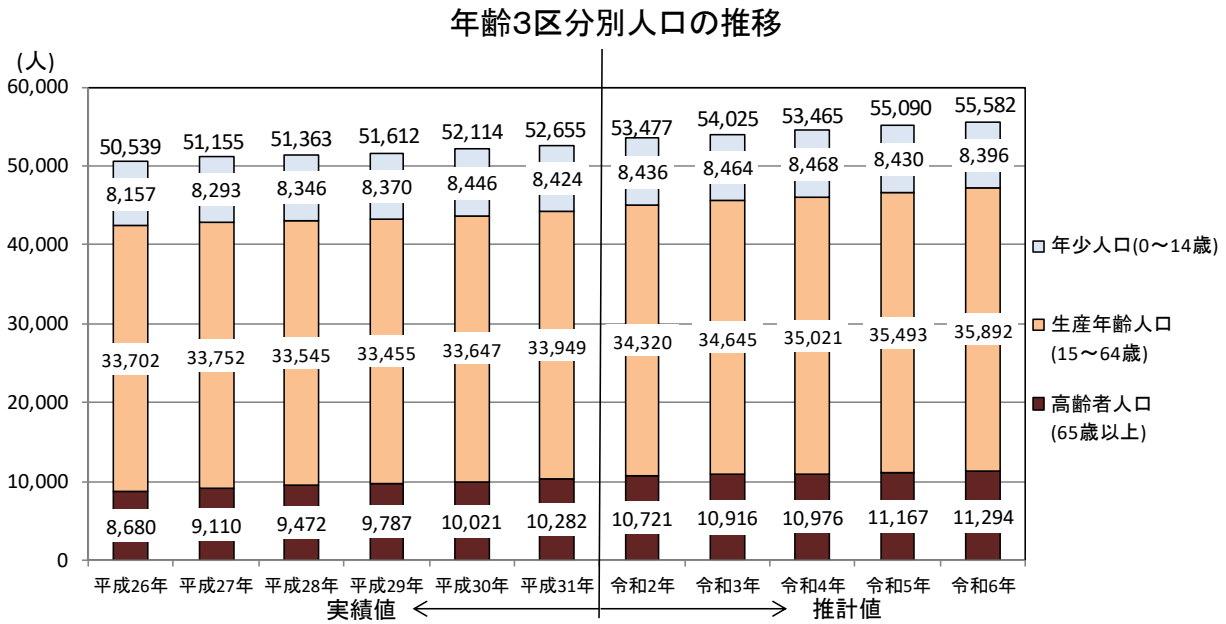
生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳に至るまでの子どもと、その家庭を計画の対象とします。

第2章 野々市市の子ども・子育ての現状

1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成26年以降において、増加傾向で推移しています。平成31年には52,655人となっています。今後においても、総人口は増加傾向で推移することが見込まれるなか、年少人口は平成30年まで増加し、令和5年まで8,400人台で推移し、令和6年には8,300人台に減少すると予測されます。

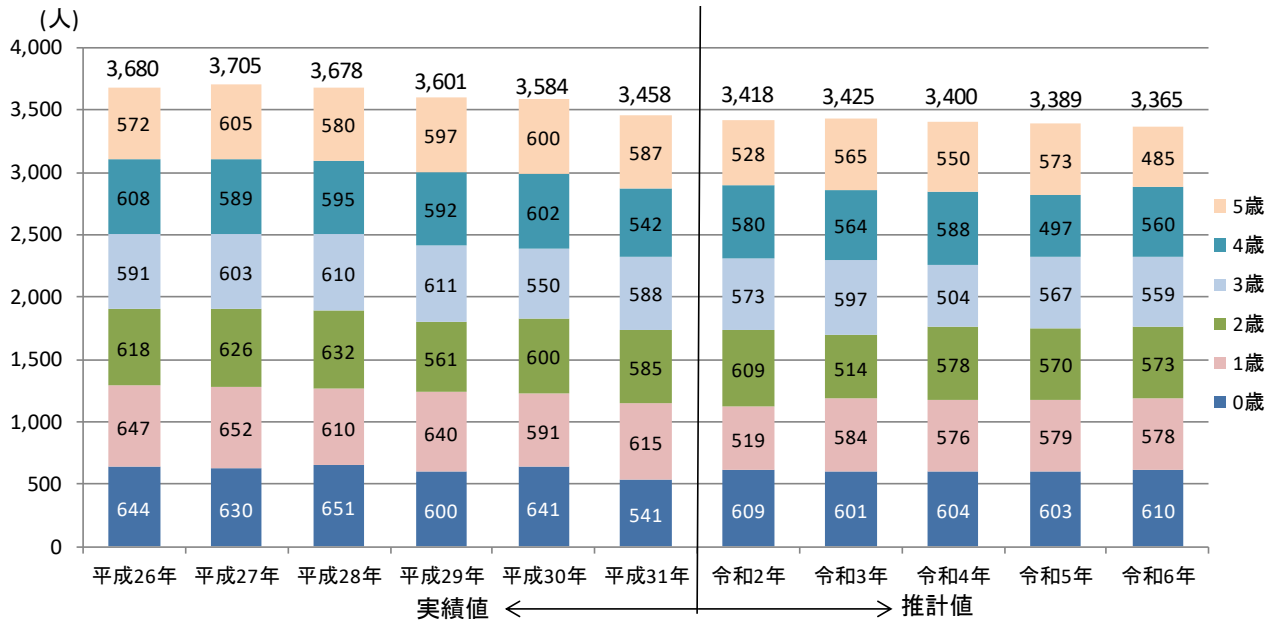


資料: 住民基本台帳データ(各年4月1日現在)

(2) 就学前人口の推移

本市の就学前人口の年齢別推移では、平成28年以降において減少傾向で推移しており、今後においても、減少傾向で推移することが見込まれます。

就学前人口の推移



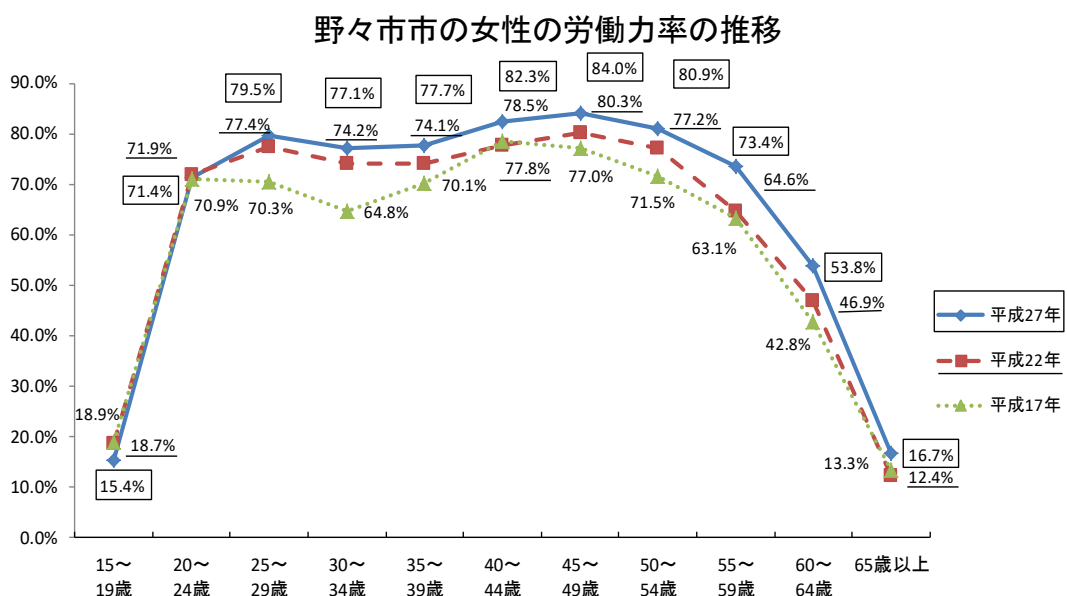
資料:住民基本台帳データ(各年4月1日現在)

○年少人口減少の理由

国全体でも、14歳以下の推計人口は1982年から連続して減少が続いています。年少人口の減少の理由としては、「価値観の変化」や「経済的理由」など複合的な要因が重なり、「晩婚化の進展」や「未婚率の増加」につながり、出生数の低下に結びついているとの分析がされています。

2 女性の労働力率

本市における女性の労働力率は平成17年以降、25歳以上の年代で増加しています。

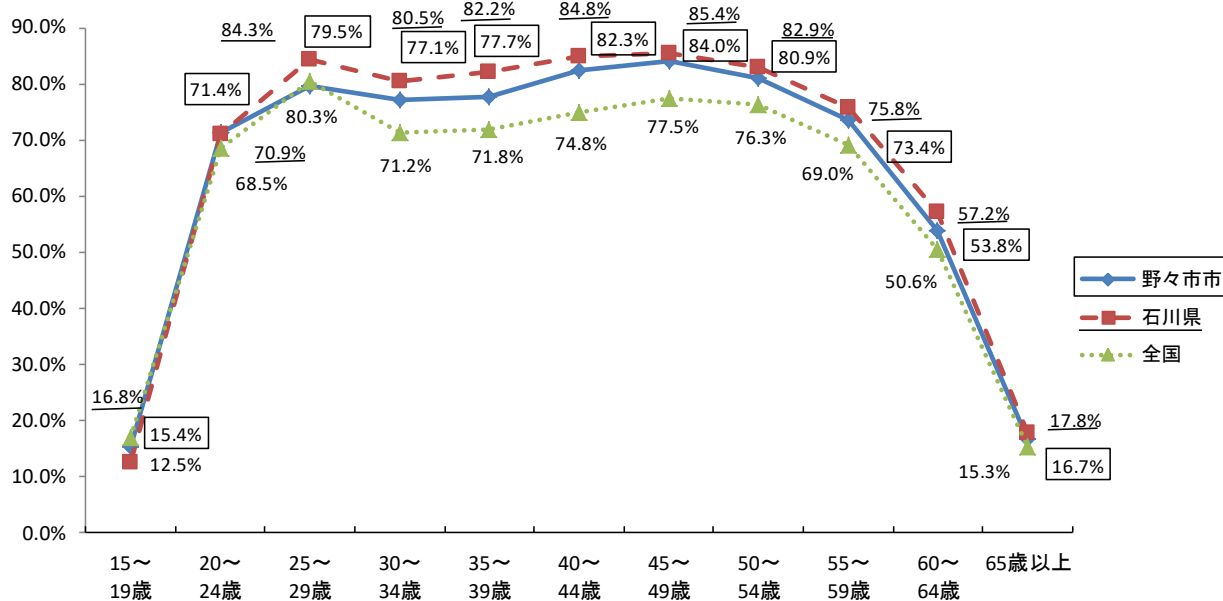


※平成17年~27年国勢調査

※女性の労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

全国および石川県と比較した野々市市の女性の労働力率(平成 27 年)

石川県平均は下回るものの、全国平均は上回る傾向にあります。



※平成 27 年国勢調査

3 市内の保育所、認定こども園及び幼稚園の設置状況及び利用状況

平成27～30年度 野々市市保育施設数及び在園児数の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	園数	年度末 在園児数(人)	園数	年度末 在園児数(人)	園数	年度末 在園児数(人)	園数	年度末 在園児数(人)
保育園(公立)	4	520	5	518	5	514	5	513
保育園(民間)	10	1,418	10	1,478	8	1,225	4	707
幼保連携型 認定こども園	1	183	1	188	3	474	7	1,005
幼稚園	2	269	2	250	2	247	2	234
認可外 保育施設	2	28	2	23	2	19	2	19
合計	19	2,418	20	2,457	20	2,479	20	2,478

市外保育施設の数・委託児童数

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	園数	年度末 在園児数(人)	園数	年度末 在園児数(人)	園数	年度末 在園児数(人)	園数	年度末 在園児数(人)
保育園	40	67	26	43	23	37	15	24
認定 こども園	6	10	9	16	18	41	14	32
幼稚園	35	638	31	619	27	562	26	536
合計	81	715	66	678	68	640	55	592

第3章 市民の子育て支援ニーズ

1 主なニーズ結果

ニーズ調査は、新制度に基づく事業計画の策定に先立ち、子育て世帯の生活実態や子育て環境、お子さんの学校教育・保育事業（幼稚園・保育所・認定こども園など）の利用状況、今後のご意向、その他子育てに関するご意見などをお聞きすることを目的としたものです。

調査項目については、国の子ども・子育て会議において決定された調査票のひな型を基本に、市独自の項目として、子ども食堂や子育てで当てはまることについての質問を追加しています。

調査結果の概要は以下のとおりです。

- 調査対象：①就学前児童用 2,000 票
②小学生用 2,400 票

- 調査期間：令和元年7月

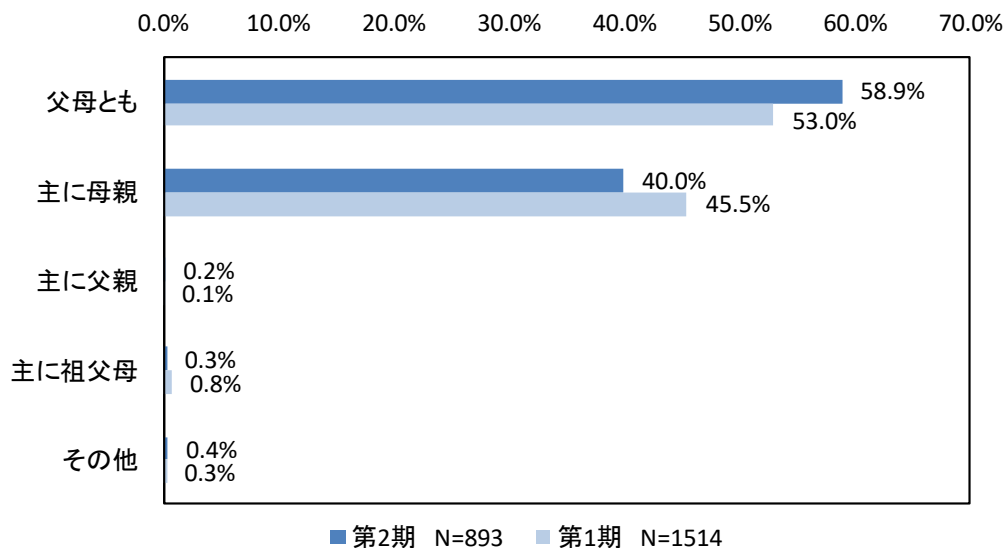
- 調査方法：①就学前児童用 郵送調査（無記名回答）
②小学生用 郵送調査（無記名回答）

- 配布・回収状況

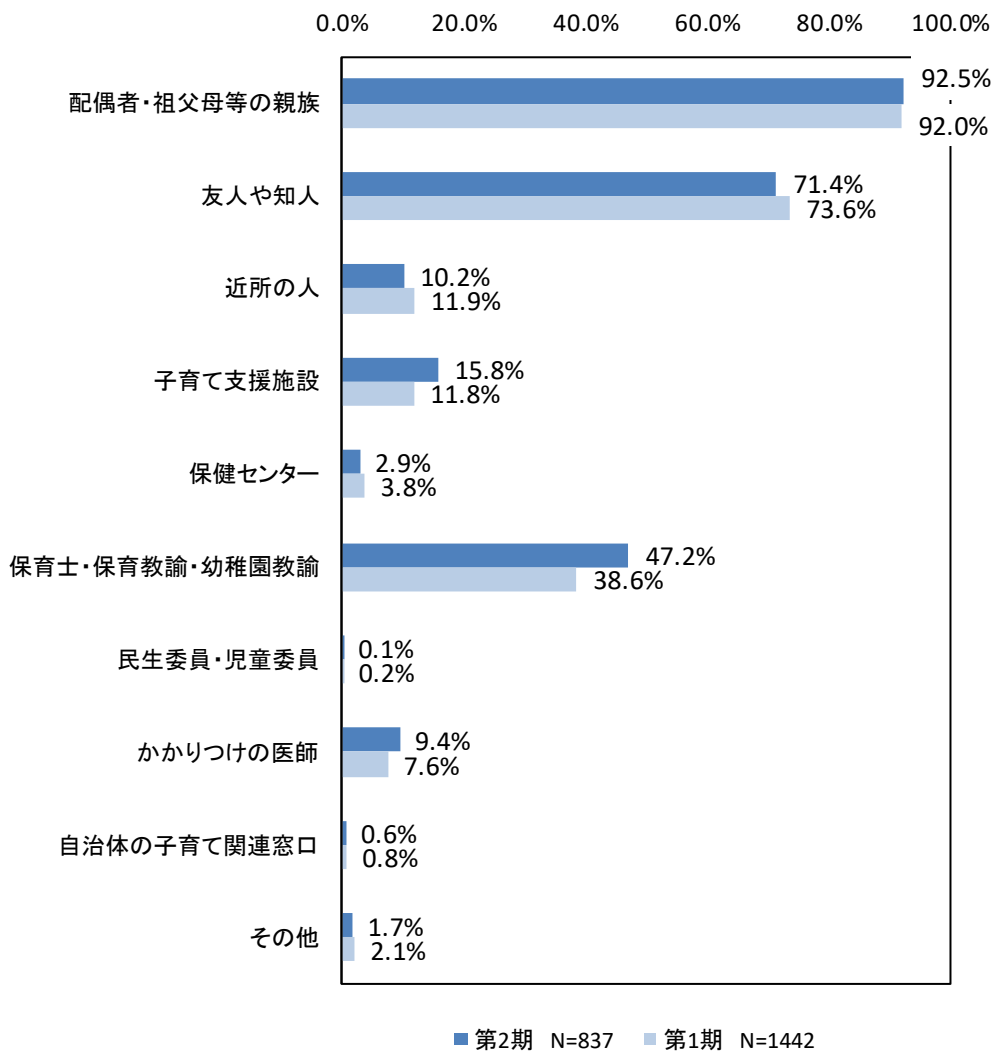
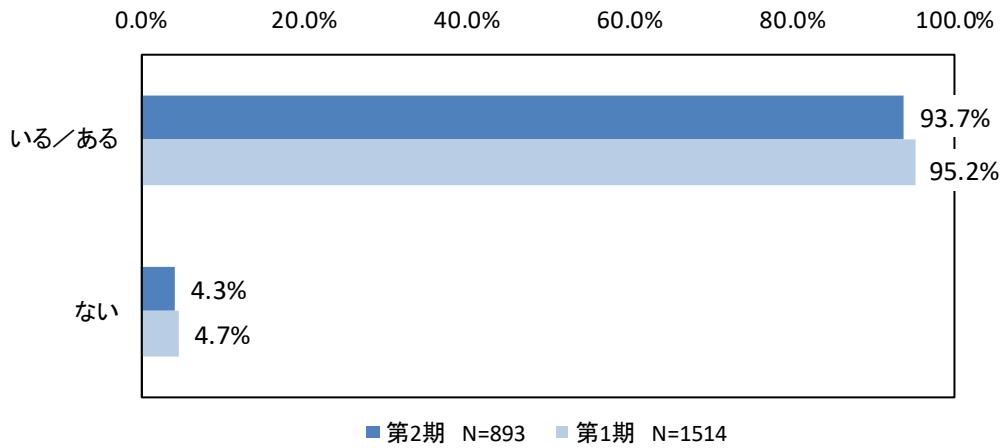
種別	配布数	回収数	回収率
①就学前児童用	2,000 票	893 票	44.7%
②小学生用	2,400 票	1,032 票	43.0%

◎就学前児童

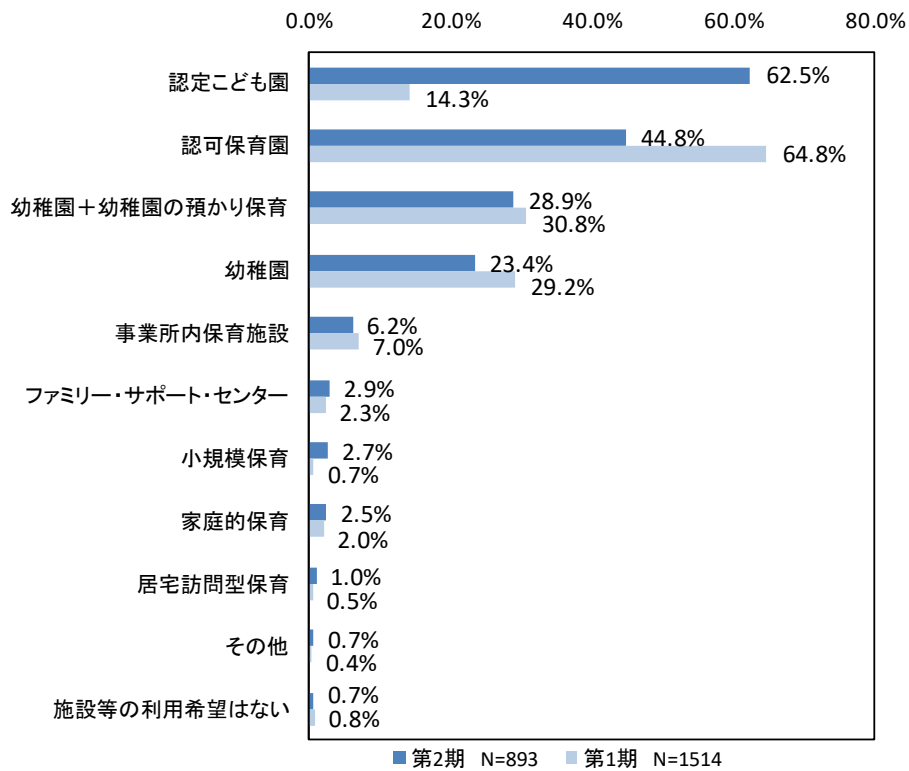
・子育てを主にしている人は「父親・母親ともに」が第1期より増加しており、父親が子育てに参加してきていることがうかがえます。



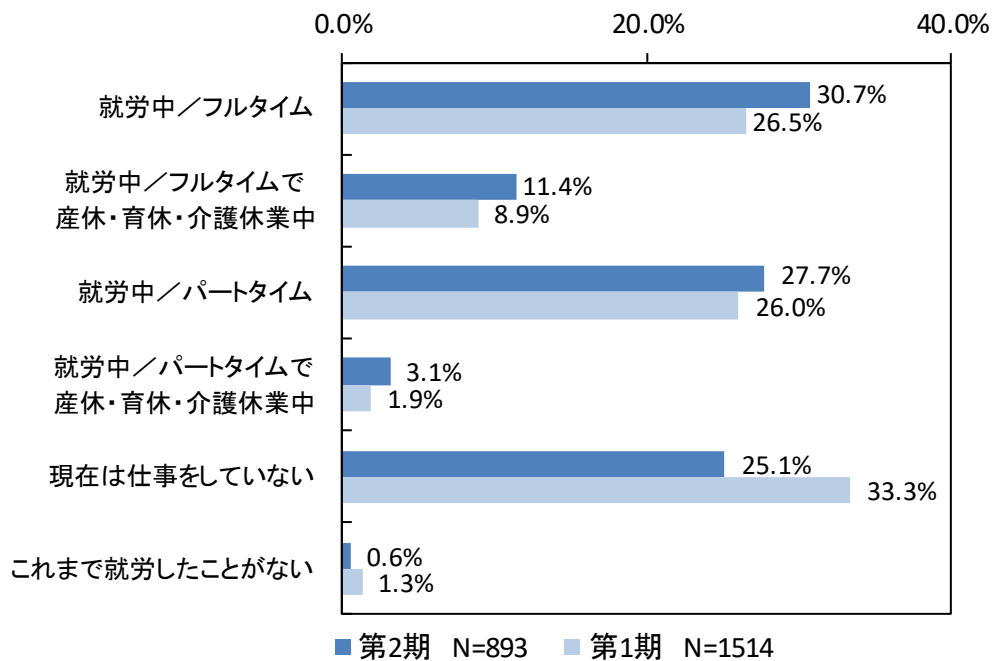
・子育てについて気軽に相談できる人について、「いる／ある」との回答は第1期から微減しています。相談先は「保育士・保育教諭・幼稚園教諭」、「子育て支援施設」などが第1期と比較して、増加しています。



・定期的に利用したい幼稚園・保育事業では、施設の形態が変化したことに伴い、「認定こども園」の割合が最も多くなっています。

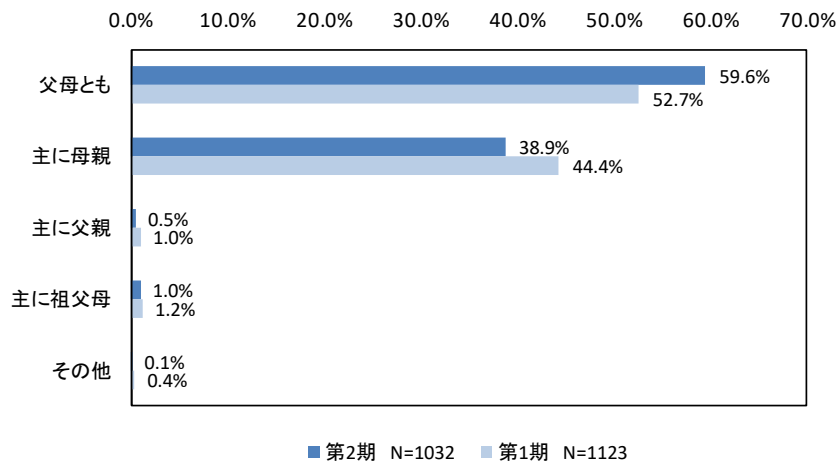


・現在の就労状況では「現在は仕事をしていない」が8.2%、「これまで就労したことがない」が0.7%それぞれ減少し、フルタイムまたはパートタイムで働く割合が9.6%増加しています。

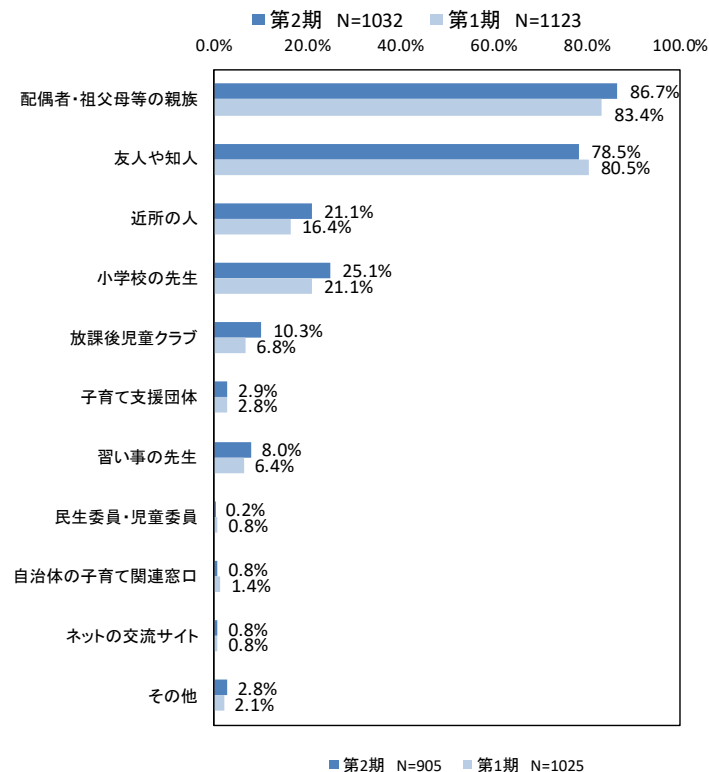
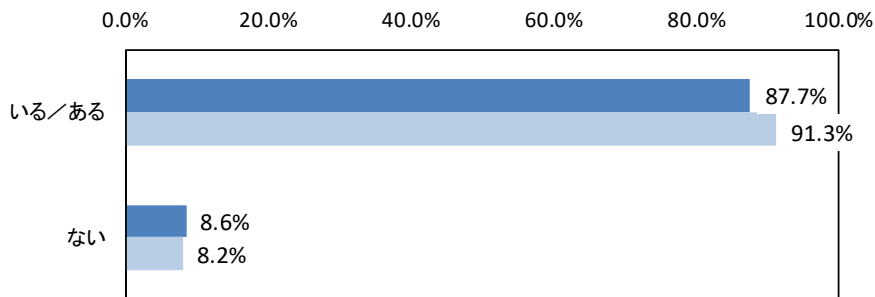


◎小学生

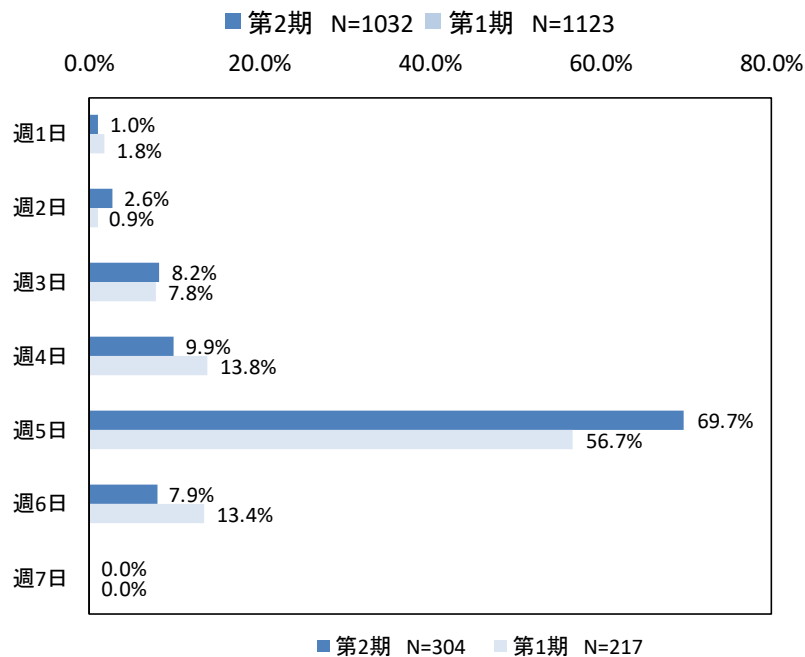
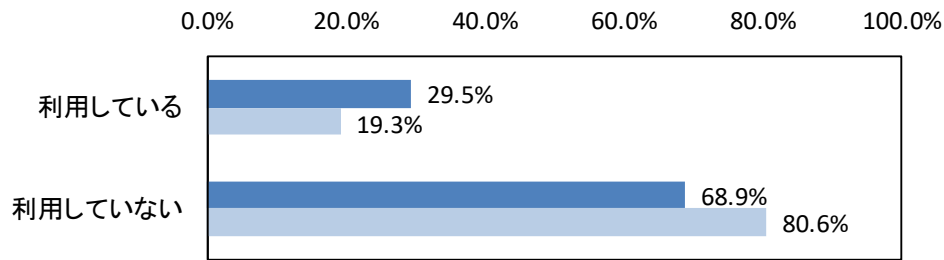
・子育てを主にしている人は「父親・母親ともに」が第1期より増加しており、父親が子育てに参加してきていることがうかがえます。



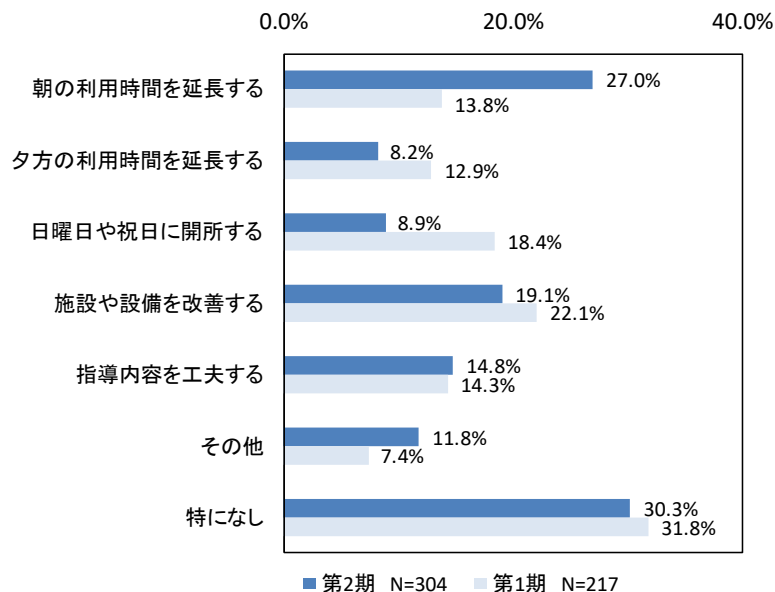
・子育てについて気軽に相談できる人について、「いる／ある」との回答は第1期から微減しています。相談先は「小学校の先生」、「近所の人」などが第1期と比較して、増加しています。



・放課後児童クラブの利用状況については、「利用している」割合が今回の第2期で増加しています。利用日数では「週6日」が前回より減少し、「週5日」が増加しています。

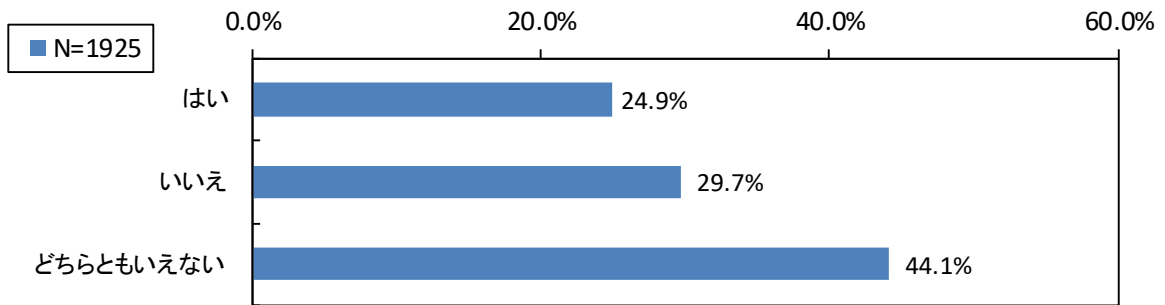


・放課後児童クラブに希望することとしては、「朝の利用時間を延長する」が前回より約2倍に増加しています。「夕方の利用時間延長」、「日曜・祝日の開所」などは減少しています。

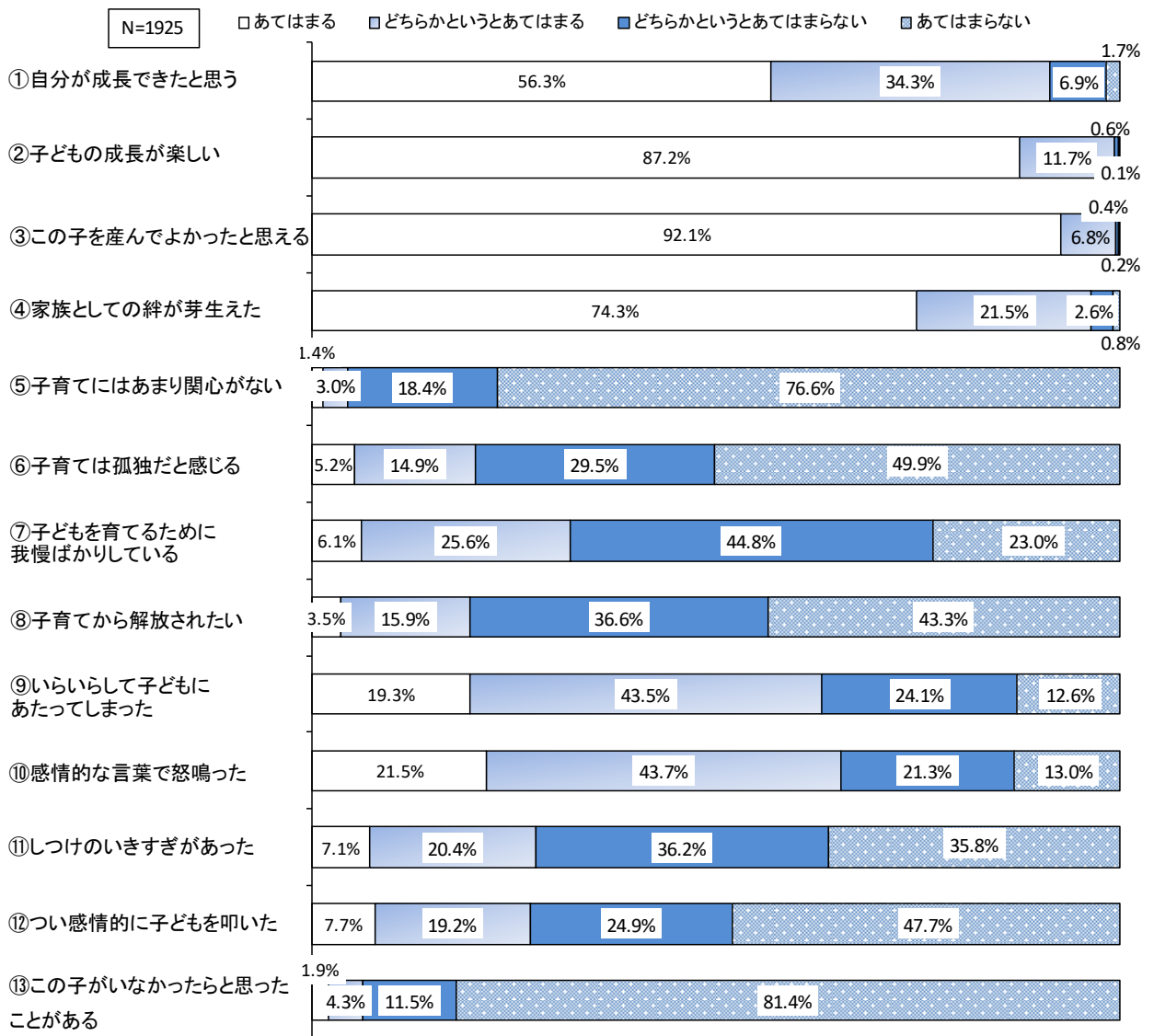


◎就学前児童、小学生(市独自の項目)

・子ども食堂の利用意向については、「はい」(24.9%)、「いいえ」(29.8%)と「いいえ」が「はい」を上回りましたが、「どちらともいえない」(44.1%)が最多となっています。



・子育てで当てはまることについては、①～④は「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」の合計が半数を超えるのが望ましく、⑤～⑬は「どちらかというにあてはまらない」と「あてはまらない」合計が半数を超えるのが望ましい項目です。⑨と⑩のみが当てはまらない結果となりました。



2 ニーズ調査から見えた特徴的な結果について

■就労状況の変化

就学前、小学生ともに「就業率」が父親、母親ともに前回より増加しています。就業形態では「フルタイム」と「パートタイム」共に増加しました。

しかしながら、労働時間は減少している傾向が見られました。「週の労働日数」は「6日」の割合が減少し、5日以内に収まっています。さらに、「帰宅時間」も早まるなど、就労状況が大きく変化しています。

それにより、子どもと接する時間が増え、父親の育児参加が増加したと考えられます。また、「育児休業」の取得率も増加しており、子育てをしながら、働き続けられる環境が整ってきています。

■放課後児童クラブの利用意向

平日の放課後児童クラブの利用意向は前回より増加しています。しかし、土日祝の利用意向は減少しており、週末は休めるようになってきていることがうかがえます。就労日数の変化を裏付ける結果となりました。

■仕事を休んで病気の子を看ることができる

病気やケガで園や学校を休まなければならなかった場合の対処法として、「親が休んだ」割合が高くなっており、働きやすさと子育ての両立が可能になってきています。

長期休暇中の教育・保育事業を利用希望する理由としても、仕事を理由とする回答が前は最も多い結果となりましたが、今回は「リフレッシュ」が最多となり、前回調査時より、預ける理由にも変化が見られます。

■市内保育施設等の充実

利用している幼稚園・保育事業の実施場所を問う設問では、「野々市市内」の割合が前回より、増加しており、市内で子育てできる施設が充実してきていることもわかりました。

第4章 第2期計画に向けた考え方

①父親のより一層の育児参加を

…第1期計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込みにおいて、概ね計画どおり進捗しました。

ニーズ調査の結果から、父母ともに子育てをしている世帯が5年前の調査から就学前児童・小学生ともに増加しており、父親の育児参加がうかがえますが、依然として母親が主となって子育てをしている家庭が多くなっています。父親のより一層の育児参加が求められています。

②多様な働き方への対応を

…女性の労働力率の傾向としては、25～29歳以降は5年前と比較すると増加しているものの30～39歳の子育て世代の就業率が一旦下がる、いわゆる「M字カーブ」は5年前の調査時から変化していないことから、女性の働き方が結婚、出産、育児と大きく関わっていることが分かります。このような現状を踏まえ、今後も多様化する働き方や就業率の上昇に対応できる教育・保育の量の確保と柔軟な保育サービスの提供を目指します。

③相談できる環境づくりを

…子育てについて気軽に相談できる人についてのニーズ調査結果は、配偶者・祖父母等の親族と答えた方が最も多く、次いで友人や知人となっている一方で、自治体の子育て関連窓口での相談は、就学前児童で0.6%、小学生で0.8%と非常に低い結果となっていることから地域子育て支援拠点事業のさらなる充実や、子育て世代包括支援センターの開設など、妊娠中から子育て中の家庭の身近な場所で子育てに関する相談ができる環境づくりが急務となっています。

④虐待への早期発見、未然防止を

…第1期計画では、基本目標の実現に向け様々な施策に取り組んでまいりました。課題としましては、児童虐待の対応について、社会福祉士を1名配置するなどの対策を講じてきましたが、虐待対応件数については一度発生してしまうと解決までに時間を要することなどから総件数は、年々増え続けています。今後は、早期発見、早期対応はもちろんのこと、未然防止への取り組みを更に推進していく必要があります。

⑤保育所・認定こども園、放課後児童クラブの供給量確保を

…第1期計画における事業計画の記載事業の評価については、民間保育所が順次認定こども園に移行することにより1号認定の供給実績が増加したことや、市立中央保育園を再開園し3号認定の受け皿を確保したことにより市内において待機児童の発生はありませんでした。

また、放課後児童クラブの利用児童数は5年前に比べ大幅に増えており、需要の増加に伴い放課後児童クラブのクラブ数を増やし供給量の確保に努めました。今後も児童数の推移を注視しながら待機児童を出さないよう受け皿を確保する必要があります。

⑥ニーズの変化に対応した子育て施策を

…今後の課題としては、病児・病後児保育事業における、より身近な地域での施設の設置や、ファミリー・サポート・センター事業における、依頼会員に対して提供会員が少ないことがあげられます。

これらを踏まえ、第2期計画では、引き続き教育・保育の量の確保に努め、ニーズの変化に対応した子育て施策の充実を図ります。

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

急速な少子・高齢化社会の進展など、社会情勢や子どもを取り巻く環境が急激に変化する中、子ども・子育て支援施策を推進することで、子どもを産み、育てる喜びを実感でき、すべての子どもが健やかに成長し、未来を生き抜く力を身につけることができる社会の実現を目指し、第1期計画の基本的な考え方を引き継ぎ、次の基本理念を掲げます。

次代を担う子どもの幸せと、子育てしやすい環境づくりを、地域が一体となって育むまち、ののいち

この基本理念のもと、子育てを家庭、地域、事業者、行政等が一体となって支えていく仕組みづくりが必要です。

市の第一次総合計画では、市の将来都市像を「人の和で椿十徳生きるまち」と定め、これを実現するための政策「まちづくりの基本方針」の一つに「生涯健康 心のかよう福祉のまち」を掲げ、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、市民のこころとからだの健康づくりへの支援をはじめ、地域の絆を大切に、穏やかに、そして生涯健康で暮らすことのできる、心のかよう地域福祉社会を創造することとし、基本方針を達成するための施策として「子育て支援の推進」を設定し重点的に取り組んでいます。

今後も本計画を基に、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うための施策を推進し、「子どもの最善の利益」を実現していきます。

2 基本目標

この計画は国の指針に即しながら、以下の5つの基本目標を「第1期計画」から引き継ぎ、目標を設定しています。

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な支援体制づくり

児童虐待の早期発見、早期対応など、関係機関や専門家との連携により、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めるとともに、犯罪や事故などから子どもを守るため、関係機関や地域住民等との連携による見守り活動などにより、安全・安心な環境づくりを目指します。

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくり、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組める環境づくり、放課後における子どもの安全な居場所の確保などにより、子どもが心身ともに豊かにたくましく育つ環境づくりを目指します。

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる社会づくり

安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育つように支援し、母子保健に関する施策や小児医療体制の充実を目指します。

障害のある子どもを養育している家庭やひとり親家庭等特別な支援を必要とする家庭等に対して関係機関と連携し適切な支援を提供します。

基本目標4 子育てと仕事の両立ができる社会づくり

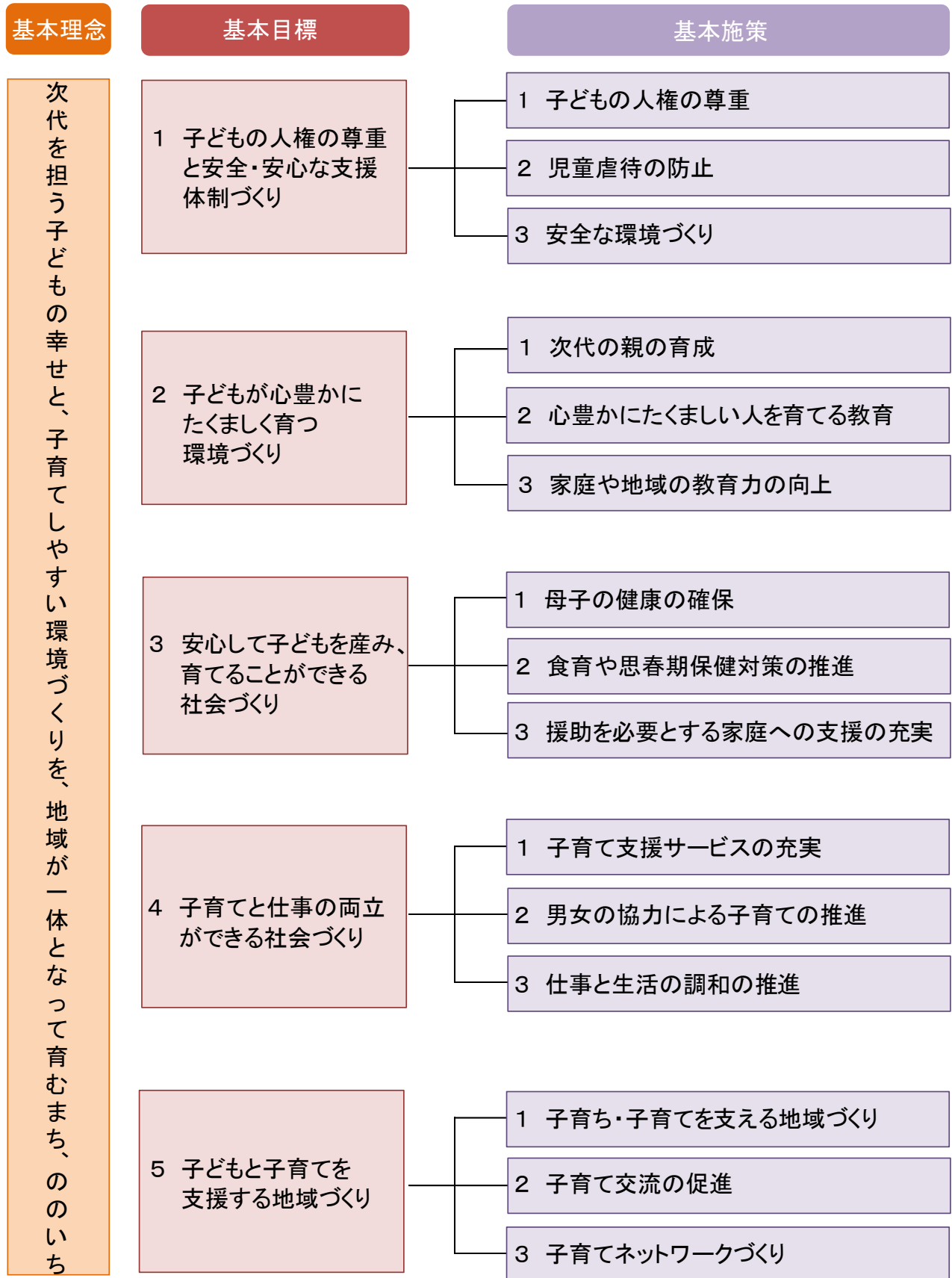
父親と母親がともに協力して子育てに取り組み、子育てと仕事とのバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現を推進するとともに、保育・教育の多様なニーズに対応する子育て支援サービスの充実により、仕事と子育ての両立を支援します。

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て世代が孤立して悩みを抱え込まないように、市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化・連携するとともに、子どもの躍動する姿や笑顔があふれるような環境を構築するため、親子や異年齢の交流の活性化などによる地域における子育て、子育てを積極的に支援します。

3 施策体系

計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように設定します。



4 重点施策

基本理念を実現するために、計画の基本目標・施策の体系に基づいて効果的・効率的な施策の実行を目指しますが、本計画の5年間で、体系の枠組みを超えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い施策を重点施策として設定します。

① 乳幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進

○乳幼児期は子どもが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。国においては平成29年3月に乳幼児期の教育・保育の指針となる「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を改訂し保育所・幼稚園・認定こども園等の全てが幼児教育を行う施設として位置づけました。家庭の就労状況や環境に関わらず、希望するすべての子どもに対して、幼児教育と保育の場を保障するために計画的な受け皿の整備に努めます。

○多様な幼児教育・保育施設が幼児教育・保育の無償化の対象となることから、全ての施設が3つの指針、要領の改訂を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の中で大切にしたい方向性を明確にすることにより、更に質の高い乳幼児期の教育・保育の実践を進めていきます。

○多様化する幼児教育・保育サービス需要に対し、市でこれまで培ってきた保育の質の維持・向上を図りながら民間活力の積極的な活用に努めます。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

○子どもや保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園以外にも、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、これらの事業の量的拡大を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

③ 要保護児童等への支援

○子どもを出産後に、安全・安心な環境で育てられるよう、保護者の育児、家事等の養育能力を向上するため、母親の妊娠・出産・育児期から継続的な支援の充実に努めます。

○子育てをめぐる環境や生活環境の変化等から、いじめや不登校、児童虐待が社会問題となっており、関係機関と連携を図りながら、子どもが安全に育つ環境整備と支援体制の充実に努めます。

○児童虐待への対応については養育支援訪問事業を活用して、子どもへの虐待の発生予防を行うほか、早期発見・早期対応に努めます。

○子どもの権利を守ることを最優先の目的とし、関係機関との連携を促進するとともに、機能強化を図るため研修へ参加するなど、職員の研鑽に努めます。

④ その他援助を必要とする子どもへの支援

○障害のある子どもや保護者への対応については、身近な地域で安心して生活できるように支援を継続するとともに、健全な育成を目指し、受け入れ施設の確保、関係機関の連携や相談体制の強化を図ります。

○ひとり親家庭等、社会的な支援を必要とする子どもや保護者に対する支援を引き続き推進し、自立促進に努めます。

○「子どもの貧困」における課題・問題を認識しつつ、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように地域・行政が一体となり包括的な子育て支援を推進します。

⑤ 地域における子育て支援機能の向上

○地域における子育て家庭を支援するための取組みを進めるため、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援センター、地域の団体、ボランティア団体等と連携を図り、地域で子育て関連団体のネットワークの強化を図ります。

○子育て関連情報を分かりやすく提供し、子育てに関する総合的な相談に対応する専門相談員を配置し、きめ細やかな寄り添う支援に努めます。

○子育て支援施策を含む福祉行政全般を効果的、効率的に推進するために「事務事業の実施体制及び提供体制の見直し」を行い、必要な機能の集約と強化（健康福祉ゾーンの再整備等）を検討します。

第6章 施策の展開

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な支援体制づくり

(1) 子どもの人権の尊重

【現状と課題】

いじめや体罰、虐待などの子どもの人権にまつわる問題には、家庭環境や障害の有無などの複雑な問題が絡み合っていることが多いことに加え、周囲の目につきにくく把握することが難しいケースもあることから、日常的な人権教育の充実や子どもが安心して相談できる場の確保、地域社会の中で問題を抱えている家庭の早期発見など、子どもの人権を擁護する取組みを継続していく必要があります。

また、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し支え合いながら共に生きる社会を築き上げるため、幼少期からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障害に対する正しい理解と認識を深めるための取組みを行うことも重要です。

いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法に基づく「野々市市いじめ防止基本方針」を定めました。また、国、県及び本市の基本方針に基づき、それぞれの学校の実情を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

また、法務局や人権擁護委員が「子どもの人権110番」や「子どもの人権SOSミニレター」などにより子どもからの相談を受け付けるほか、読み聞かせや人権の花運動を通じて人権の大切さを子どもに直接伝える取組みを行ってきました。

【施策の方向】

子どもも大人と同様ひとりの人間としての人権を認め、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も守られなければなりません。

子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要な施策を推進していく必要があります。

子どもが生命と自由を確保し幸せに生きる権利を持つ主体であることを、市民が広く理解・認識できるように、子どもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。

また、子どもが互いに尊重し合い、自分と相手の生命を大切にできるように、幼児時期から家庭や地域、教育・保育機関等と一体となって人権教育を進めます。

さらに、いじめについては、「野々市市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、実情にあった対応に努めます。

【主な取り組み】

施策・事業名	事業内容
子どもの人権に関する意識啓発	家庭や地域、学校、行政などの様々な場において、子どもの参加の権利が尊重され、子どもが意見を表明する機会が確保されるよう、子どもの人権についての啓発に努めます。
子どもに対する人権尊重の意識づくり	自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を育成するため、人権教育の一層の充実を図ります。
子どもに関する相談・支援体制の充実	子どもの障害、非行、育成等の様々な不安や悩みを抱える保護者に対し、関係機関と連携のもと、相談・支援体制の充実に努めます。

(2) 児童虐待の防止

【現状と課題】

近年、児童虐待が大きな社会問題になっています。子どもへの虐待を防止するためには、周りの大人が、虐待が子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるということを常に意識しておかなくてはなりません。そのために発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な対策を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの地域における関係機関の協力体制をさらに強化する必要があります。

本市の虐待件数は増加傾向にあります。保育所、学校及び警察など関係機関との連携強化や、報道などによる社会全体の意識の変化、平成27年7月から3桁化された全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189番」の浸透などによって、今まで見過ごされてきた虐待についても通告されるようになったことが要因の一つと考えられます。

市では、児童虐待担当課への社会福祉士の配置や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修への参加など、職員の専門性を高めることで、増加する虐待事案に対応しています。

また、児童・高齢者・障害者の虐待及び配偶者の暴力に総合的に対応するために設置した「野々海市虐待防止等協議会」は児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」を包含しており、関係機関相互のネットワークづくりを中心に児童虐待防止に向けた取り組みを行っているほか、11月の児童虐待防止月間における「オレンジリボンキャンペーン」など、児童虐待に対する意識啓発活動を実施しています。

【施策の方向】

子どもに対する虐待を未然に防止するため、育児不安を抱える親などに対する相談活動の充実、虐待を見聞きした際の通報の徹底等について広報・啓発していきます。

また、児童相談所をはじめ、市関係部局、保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校、医療機関、警察などの関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

さらに、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」機能の整備について検討します。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
野々市市虐待防止等協議会	児童・高齢者・障害者の虐待及び配偶者の暴力に総合的に対応するために設置。児童虐待の防止と早期発見、早期対応に努めます。
オレンジリボンキャンペーン	平成 16 年度から、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動などの取組みをしています。

(3) 安全な環境づくり

【現状と課題】

近年、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる事件が後を絶ちません。子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るためには地域と連携して対策を展開していく必要があります。

また、大規模な自然災害も頻発していることから、想定される災害に応じた避難計画の策定や避難訓練の実施など、災害への備えも重要です。

交通安全協会や交通安全推進隊、白山警察署など関係機関や団体とともに事故や犯罪の抑止に向けて自転車りんりんマナーアップキャンペーンや子ども見守り隊による通学路の監視などの様々な取組みを行っています。

市内各保育園や認定こども園における園外活動の経路等について一斉点検を実施し、道路管理者や警察とともに現地調査を行い改善策について検討しました。

市立保育所への自動施錠の導入や、民間保育所や認定こども園に対する防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助することにより防犯対策の強化を進めています。

子どもや子どもを連れた人が安心して利用できる道路環境を確保するため、歩道のバリアフリー化など改良を進めてきました。

子どもが安心して利用できる安全な遊び場を確保するとともに、子育て家庭にとって快適な生活環境となるよう身近な公園の整備や維持管理に努めています。

【施策の方向】

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、通学路の防犯パトロール活動などによる子どもの見守りの強化に努めます。

保育所や認定こども園の自動施錠化や防犯カメラの設置を進め、施設の安全対策を強化します。

地震や洪水などの大規模な自然災害に適切に対応できるよう、学校における防災教育や避難訓練、地域における避難訓練など防災体制の強化を図ります。

見直し後の洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を基に浸水想定区域内の児童福祉施設等における「洪水時の避難確保計画」の策定を促すとともに避難訓練等について助言・指導を行います。

歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう、安全性に配慮した道路環境の整備に努めるとともに、保育所や認定こども園における園外活動の経路等について、道路管理者や警察等と連携し一斉点検を実施するとともにキッズゾーンの設定について検討します。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
自転車安全利用推進事業（自転車りんりんマナーアップキャンペーン）	①自転車ルールやマナー向上を啓発する街頭指導の実施②小中学校自転車教室の開催③広報啓発活動
幼児交通安全教室	①「みんなとーまれ」（隔年実施）市内幼稚園、保育所等周辺の横断歩道などの危険箇所の手前に「絵柄入りとまれ」シールを貼ることにより、左右の安全確認を促し、園児の交通事故防止を図ります。②「幼児交通安全教室」園児が交通事故に遭わないようにDVDや模擬横断歩道などを使い幼児教室を実施しています。
ランドセルカバー贈呈事業	市内小学1年生全児童に配布しています。
通学路街頭指導	交通安全運動期間中や毎月1日、15日の交通安全日など、通学路の交差点にて街頭指導を実施しています。
新入学交通安全教育	新入学児童を対象に、交通安全教室を実施しています。
防犯対策事業	①子ども見守り隊による通学路の監視②防犯情報メール配信(ほっとHOTメール登録者へ)③中学校・高校・大学における自転車盗難防止キャンペーンの実施④「いかのおすし」の推進
AED(自動体外式除細動器)設置	幼保小中学校などの公共施設にAED（自動体外式除細動器）が設置してあります。全市立保育所においては、保育士全員が普通救命講習Ⅱを受講し、万が一、誰かが突然倒れた場合にはAEDを活用して救命できる体制を整えています。
事故防止教育	乳幼児健康診査や相談等で家庭内での事故防止パンフレットを配布し、子どもの事故防止に関する知識の普及や教育を実施しています。
スクールバス	学校から遠方に居住する児童が、安全で快適に登下校できることを目的に、民間バスを借り上げて専用のスクールバス運行を実施しています。
園外活動における経路の一斉点検	園外活動時の経路等について、道路管理者や警察と連携し、危険箇所の点検を実施します。

洪水時の避難確保計画の策定	見直し後の洪水避難地図（洪水ハザードマップ）を基に児童福祉施設等における「洪水時の避難確保計画」の策定を促すとともに避難訓練等について助言・指導を行います。
---------------	--

基本目標 2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

（1）次代の親の育成

【現状と課題】

近年、育児に関わった経験もなく親となり、子どもとどのように接したらよいのか分からないといった、育児に不安をもつ親が増えています。親子の絆を深めるために、「親」であることの自覚を持ち、「あらゆる教育の根幹は家庭にある」という家庭教育の重要性を認識し、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解しながら、子どもとふれあうことができる環境づくりが必要です。

第1期計画期間中には家族のふれあいの日を推奨する「ノーテレビ・ノーゲームデー」に近年のインターネット普及に伴い「ノーネットデー」を加え、家族のふれあいの日とする運動をより一層推奨してまいりました。

【施策の方向】

各関係機関が連携を図りながら、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を目指していきます。また、子どもの発達段階に応じて家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
ブックスタート事業	絵本の読み聞かせは「ことばで育む親子のきずなづくり」として、乳児と保護者があたたかく楽しいひと時を過ごすことを目的に、7か月児相談の際に啓発活動を行っています。
「家庭の日」の推奨	毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の大切さや家庭の役割を考える機会を推奨しています。
「ノーネット・ノーゲーム・ノーテレビデー」の運動推奨	インターネットやゲーム・テレビをやめて親子の対話や読書を楽しむため、毎月第1水曜日を「のいち家族ふれあいの日」とする運動を推奨しています。
家庭教育推進事業	子育て中の親に対して様々な機会を活用して学習機会を提供し、家庭教育の推進を図ります。
消費者教育の推進	子育て世代向けの消費生活情報を掲載した「ChoCo」を発行しています。

(2) 心豊かにたくましい人を育てる教育

【現状と課題】

これからの学校教育は、変化の激しい社会を児童生徒が生き抜くために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。市では子どもたちの基礎的な知識・技能の習得と、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題解決する資質や能力の育成に取り組んでいます。

また、保育所等においては子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士等はより高度な専門性を求められています。そのために体系的な研修計画に基づき、キャリアアップ研修等の充実が重要となります。

【施策の方向】

市では、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの育成を目指すとともに、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進していきます。また、野々市市教育センターにおける教職員研修の充実や、各種主任等の研修会などを実施することで、主体的・対話的で深い学びからの授業改善やカリキュラム・マネジメントの確立による教育活動の質の向上に取り組んでいきます。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
特色ある学校づくり支援事業	各学校自らの創意工夫により、特色ある学校教育を推進し、魅力ある学校づくりを目指します。
教育センター事業（教職員研修）	教職員の資質や指導力の向上を目指し、教職員研修を実施しています。
教育国際交流事業	中国広東省深圳市にある深圳小学と野々市小学校が1985年に友好国際関係を結びました。野々市市の子どもの国際感覚が磨かれ、友好の絆が深まっていくことを目的として、両市の小学校児童が隔年で相互に訪問しています。
ニュージーランド海外派遣研修事業	姉妹都市であるニュージーランド・ギズボーン市に市民を派遣し、学校・文化施設等の訪問やホームステイ（学生のみ）を通じて異文化に触れ、国際感覚を養うことを目的とする海外派遣研修事業を実施しています。
中学生の職場体験事業「わく・ワーク体験」事業	中学生が3日間の職場体験を行い、望ましい職業観・勤労観を身に付け、将来を見つめながら集団や社会の中で主体的に活動する態度や能力を育みます。
中学校部活動指導員配置事業	生徒の技能向上と、教員による部活動指導の負担軽減を図っています。

学校評価及び学校公開の推進	学校評価により教育活動の成果の検証と改善を図り、学校公開や学校から地域への情報発信を通して、地域とともにある開かれた学校づくりを推進しています。
幼保小中高が連携した教育の推進	幼児教育・保育から小学校教育へのスムーズな移行、小学校教育から中学校教育へのスムーズな移行を進めるために、それぞれの連携を深め、課題への迅速な対応と子どもの健やかな発育の促進に努めています。市ぐるみでの幼年期から青年期まで一貫した教育の推進を図るため、生徒指導連絡協議会を設置し、各園及び各校の教職員が関係機関と連携して効果的な生徒指導と家庭教育支援を行っています。また、授業公開、交流などを通して、教職員の校種間交流を推進しています。
保育士等キャリアアップ研修	保育士等の専門性の向上を図るため、保育園・認定こども園職員の初任者から管理職員までの職位や職務内容を踏まえた体系的な研修を実施しています。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

地域社会における子ども同士の遊びを通じた成長を図るための安全な地域づくりと、それを見守る地域住民の連帯が必要です。こうした取組みを具体的に進めるために、学校外でのスポーツ活動や自然体験、ボランティア活動、文化・芸術活動に参加する機会の増加を図り、個性や可能性を伸ばすことが重要です。また、青少年健全育成団体と住民が連携し、一丸となつての浄化活動・健全育成支援が必要になっています。また、地域のスポーツ環境の整備や子どもたちの体験活動の充実等を図ることにより、地域の教育力を向上させていく取組みが求められています。

第1期計画期間中には「学びの杜のいちカレード」をオープンし、豊富な図書と様々な催しを行い、子どもたちが読書に親しめる環境を構築しました。

【施策の方向】

青少年の非行防止活動や、障害のある子どもも含めた子どもの居場所づくりによる学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの子どもの育成を推進していきます。また、今後も健全育成活動の継続実施に努めるとともに、活動へのより多くの住民参画を促し、地域社会全体で子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めます。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施に関する具体的な方策として共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打ち合わせの場を設けます。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
校外育成活動の充実	地域の協力を得ながら青少年の健全育成を図る事業を行っています。
児童館	0歳～18歳の子どもたちが自由に利用できる施設です。季節ごとの行事や小学生を対象としたクラブ活動、未就園児親子を対象とした活動、未来子育てネット（母親クラブ）等の活動を行っています。
図書館	「学びの杜のいちカレード」の豊富な図書と施設の特色を生かした催しを行い、子どもたちが身近に読書を親しめる環境をつくります。ブックスタートを実施して、乳幼児と保護者に読書の大切さや楽しさを伝えます。子どもの読書に関わる人や関連施設の活動を支援します。
放課後児童クラブ	保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、授業の終了後や土曜日、長期休暇中に遊びと生活の場を提供し、児童の安全と健やかな成長を支援するところです。
放課後子ども教室	放課後の児童の安全・安心な居場所づくりのため、公共施設を活用し、地域の人たちや保護者等のボランティアによる協力の下、様々な体験活動を行っています。子どもと地域の人々との交流を深め、地域社会全体における子どもたちを心豊かに育む気運を高めます。
土曜日等の教育活動推進事業	土曜日等における子どもの教育活動を市内の学校や公共施設等を活用して実施することにより子どもたちの体験活動の機会を広げます。子どもと地域の人々との交流を深め地域社会全体における子どもたちを心豊かに育む気運を高めます。

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる社会づくり

(1) 母子の健康の確保

【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ成長していくには、子どもの健康のみならず親が健康であることが何よりも大切です。若い世代の男女が、正しい知識を持ち心身の健康を大切にしながら、主体的に自らのライフプランを選択できるように、これから経験する妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及、啓発を行うことが重要です。特に、心身ともに不安定になりやすい母親が妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、妊産婦健康診査や訪問型の産後母子ケア等を行っていきます。さらに平成30年度より新たに妊婦歯科健康診査を行っていきます。

小児医療では平成30年4月に金沢広域急病センターが開設され、夜間の急な病気への対応ができ、より安心な子育て環境に繋がっています。

【施策の方向】

妊産婦健康診査への助成や、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」による乳児家庭全戸訪問などを着実に進め、母子の健康確保に必要な適切な支援に繋げるよう努めます。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向け、相談支援体制の強化のため「子育て世代包括支援センター」の設置検討を進めます。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき母子健康手帳を交付します。この手帳は、予防接種や健康診査等の記録として健康管理に利用できます。
医療機関委託健康診査	妊産婦の健康診査費用を公費負担しています。
里帰り健診費用助成	里帰り等の県外での健診費用の助成をしています。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	子どもが生まれた全ての家庭に訪問し、母子の健康や子育て支援に関する情報提供を行っています。
7か月児相談・10か月児相談	子どもの発達に応じた育児力の形成を支援するため相談事業を実施しています。
乳幼児健康診査（4か月児・1歳6か月児・3歳4か月児）	乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病・異常の早期発見や育児支援を行っています。
予防接種事業	重症化の恐れがある感染症の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施しています。

はじめての県外定期予防接種助成事業	定期予防接種を県外で受けた場合の費用を助成しています。
歯科保健指導事業	歯科疾患の予防や早期発見・早期治療のために子どもの発達に応じ、各相談、健診事業において歯の衛生に関する知識を情報提供し、1歳6か月児健診では歯科衛生士によるブラッシング指導をしています。 妊娠中の歯科健康診査費用を公費負担しています。 歯の健康フェスタを実施し、歯科検診や相談、フッ化物塗布を行っています。
休日当番医	休日の緊急疾病等に対し、応急医療を行っています。
小児救急に関する情報提供	子どもの急な疾病に家族が日頃対応できるよう「こどもの救急」の配布や「夜間小児救急電話相談」の情報提供を行っています。
金沢広域急病センター	夜間の急な病気に対する、診療や応急処置を行っています。
子ども予防接種費用助成事業	感染症のまん延防止及び子どもの健やかな育成を図るため、任意の0歳から中学校3年生までの子どもが任意の予防接種を受けた場合、費用の一部を助成します。
産後安心ヘルパー派遣事業	産後の体調不良や心身の疾病のため、育児や家事が困難な家庭にヘルパーを派遣することにより、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進しています。

(2) 食育や思春期保健対策の推進

【現状と課題】

(食育)

野々市市健康増進計画（第3次）によると、10か月児における離乳食の状況は、白身魚や卵、肉類は80%以上の子どもが食べている一方、赤身魚や青魚を食べている子どもは約60%で、食べ始める次期が遅い傾向が見られます。幼児期に必要な牛乳・乳製品の基準量は1日400mlで、基準量を満たしている子どもの割合は1歳6か月児で14.5%、3歳4か月児で17.0%という状況です。今後も乳幼児健康診査などを通じて、子どもの内臓機能の発達や、体の発育に合わせた食について伝える必要があります。保育園・認定こども園では健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け食育計画を作成し、子どもが生活と遊びの中で意欲をもって食にかかわる体験の積み重ねを進めています。また、関係機関や地域の多様な関係機関との連携を図り、朝食の大切さ、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識の気持ちを育てるような体験に取り組んでいます。

小児肥満は7割が成人期の肥満に移行すると言われます。3歳4か月児で肥満に該当する子どもの食事内容を見ると、野菜を好まない子どもが多く野菜不足傾向が推測されます。さらに、砂糖や油を多く含むアイスクリームやスナック菓子などを好んで食べる傾向があり、摂取カロリーが高くなっています。一方、小学5年生女子の痩せは全国平均を下回っていますが、中学2年生女子では全国平均を上回っており痩せ傾向が見られました。痩せは、低栄養や女性の場合月経の乱れにつながります。食事などの生活習慣を見直し、成長期の体づくりや適性体重を維持することの大切さを周知する必要があります。本市の小学生、中学生で毎日朝食を食べている子どもは8割を超えており、多くの小中学生は朝食を食べる習慣が身についています。朝食抜きの生活は学力への影響も心配されることから、今後も毎日朝食を食べる習慣の大切さを継続して伝える必要があります。

（思春期保健対策）

思春期の子どもを取り巻く環境は複雑化し「いじめ」「不登校・中退」「ひきこもり」「依存症」「虐待」「自死」「喫煙・飲酒」等多様なリスクが顕在化しています。これらの問題は、心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、生活習慣病の発症や次世代を産み育てることへの影響も心配されます。子どもが抱える悩みや課題が深刻な状況にならないよう、教育センター事業として臨床心理士と指導員が相談を受けています。また、野々市市教育センターでは、不登校及び不登校傾向の児童生徒が安心できる居場所として、社会的な自立を目指すための適切な指導や、今後自らで学校への登校を希望したときに円滑に学校復帰できる支援を行う「ふれあい教室」を開設しています。

【施策の方向】

多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、子どもを見守る意識を醸成するとともに、地域全体で子どもが課題を抱える前の予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期の支援に繋がられるような環境整備に努めます。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
学校給食	平成 15 年4月から中学校の給食を開始し、『心をはぐくむ学校給食習慣』を掲げ、目的としてはバランスのとれた食事を提供し、健康増進、体位の向上を図るものとしています。また、食事の作法・マナー、食品の組み合わせ、栄養素のバランスなどを学び習得させる場としての役割を図っています。
食育推進事業	食育推進計画に基づき、食生活改善推進協議会等の協力を得ながら、朝食の必要性と、三色栄養素のバランス等を伝える保育園での食育、親子料理教室等の食育事業を実施しています。
教育センター事業（教育相談・教育支援）	学校や家庭における教育上の諸問題について、臨床心理士と指導員が、児童生徒及び保護者の悩みや不安の相談を受けています。

少年育成センター運営事業	少年育成指導を総合的に推進し、少年の非行防止と健全育成を図っています。また、“ののいちっ子を育てる”市民会議に青少年健全育成・地域活動推進事業を委託し、家庭、学校、育成団体及び地域住民が一体となった活動を行っています。
--------------	---

(3) 援助を必要とする家庭への支援の充実

(ひとり親)

【現状と課題】

ひとり親家庭の子どもが心身ともに健やかに成長するためには、家庭の安定した生活と自立が望まれますが、その背景には様々な課題を抱えている場合が多く、加えて、母子家庭と父子家庭とでは求める支援に違いがあることから、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな支援を進めて来ました。また、平成29年9月より、日ごろから親と過ごす時間も限られ家庭内でのしつけや教育などが十分に行き届きにくいなど、ひとり親家庭の抱える特有の課題を改善し貧困の連鎖を防止する観点から、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供などを行う「野々市市ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業」を実施しました。

【施策の方向】

ひとり親家庭は社会的に孤立しやすく、一人で困難を抱えてしまう傾向にあります。ひとり親家庭ならではの悩みを共有し不安を解消していくなど、行政による支援だけでなく民間支援や地域のつながりなど多角的なアプローチが必要です。また、父子家庭にも利用対象が拡大された制度の周知など、情報提供の工夫に努めていきます。

(障害のある子ども)

【現状と課題】

障害のある子どもが地域でいきいきと生活できるよう、保育園等や小学校・中学校での受け入れを進めて来ました。平成29年度より野々市市障害指導委員会を年2回実施するとともに、31年度より1号認定の子どもにも保育士等の加配配置補助を拡大するなど、障害のない子どもとともに地域で成長できる環境づくりを進めてきました。また、身近な地域で発達相談ができ、専門的な機関に繋げ、継続的に支援できるよう、「野々市市発達相談センター」を設置しました。

【施策の方向】

保育施設や各学校において、特別な支援が必要な子どもが増えている中、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方も踏まえ、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導、支援を行うよう事業の充実に努めるとともに、障害の原因となる疾病などの早期発見・早期治療・療育の推進のための体制拡充に努めます。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取りくみに努めます。

子育てに対する経済的な支援へのニーズは高く、引き続き、子どもの医療費助成や児童手当の給付などを通して、子育てに関する経済的な支援を行い、社会の多様化、教育費の高騰などによる子育て環境の変化に対応し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るための支援を進めていきます。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
子育て支援医療費助成	0歳から18歳になって最初の3月31日までににかかった医療費を給付します。1か月の医療費(健康保険適用分)で1,000円を超えた金額を給付します。ただし、健康保険から付加給付や高額療養費が支払われる場合は、その金額を差し引きます。
児童手当	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校を卒業するまでの児童を対象に児童手当を支給します。
出産育児一時金	出産費用の負担を軽減するため、国民健康保険被保険者の出産時に、出産児1人につき40万4千円(産科医療補償制度対象の場合は42万円)の出産育児一時金を支給します。
出産費貸付金	出産育児一時金の支給が見込まれる場合に、40万4千円(産科医療補償制度対象の場合は42万円)の10分の8を限度として、出産に要する資金を貸付けます。
保育料の負担軽減の実施	満3歳以上児は無料。保育所等入所児童2人の場合1人を半額。保育所等入所児童3人以上の場合3人目以降は無料です。18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3人目以降は無料です。(所得制限有)
就学援助制度	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費など学校で必要な費用の一部援助を行っています。また入学支援準備金として入学前の12月に就学援助費の新入学学用品費相当額を支給しています。
ひとり親家庭等医療費助成	児童(18歳になっての最初の3月31日まで。障害のある児童は20歳未満)を監護している母子・父子家庭の親と児童、または父母のいない児童の医療費を助成します。(自己負担あり・所得制限あり)
児童扶養手当	父母の離婚などにより父または母と生計を別にしていない児童(18歳になっての最初の3月31日まで。障害のある児童は20歳未満)を養育している母子(父子)家庭などに支給されます。(所得制限あり)

高等職業訓練促進給付金制度	児童扶養手当を受給、または同程度の所得水準にある方が、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士のいずれかの資格を取得するために養成機関において2年以上修業する場合、給付金を支給し、修業期間中の生活の不安を解消し、資格取得をサポートします。
自立支援教育訓練給付金制度	児童扶養手当を受給、または同程度の所得水準にある方が、就業やキャリアアップのために必要と認められる教育訓練講座を受講する場合、経費の一部を助成し、母子家庭の自立の促進を図ります。
ひとり親家庭児童の放課後児童クラブ保育料の助成	放課後児童クラブに入所している児童を持つひとり親が負担する保育料を、一部負担する制度です。
ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援	学生ボランティアによる、ひとり親家庭の小学生児童に対する学習支援の場の提供を行います。
多子世帯の放課後児童クラブ保育料の助成	放課後児童クラブに入所している児童を持つ多子世帯の家庭が負担する保育料を、一部負担する制度です。
交通災害等遺児すこやか資金	交通事故等で父または母を失った義務教育修了前の遺児を励ますため、遺児を扶養している方にすこやか資金を支給します。
障害児保育事業	保護者の就労等の事由により保育を必要とする、障害のある就学前児童について、保育所等において集団保育を行います。 障害児保育指導委員会で検討し、保育士を加配することもあります。
特別支援教育	障害のある子ども、一人ひとりのニーズにあわせた支援を行います。
短期入所事業	自宅で介護する人が病気等の場合に、障害のある子を施設等に短期間入所させて入浴、排せつ、または食事の介護等を行います。
野々市市発達相談センター	野々市市内に在住の方とその家族を対象に心身の発達に関する相談や支援の総合的な窓口として発達の気になる幼児から成人まで関係機関と連携して継続的にサポートを行います。
石川県発達障害支援センター	発達障害の方々を中心として、発達上の困難をお持ちの方やその家族等のための専門の支援センターです。相談や助言、福祉制度の利用方法、療育機関の紹介を行うほか、療育方法や教育への支援を行っています。
小児慢性特定疾患医療費公費負担制度	特定の疾患については、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の負担軽減のため、医療費の自己負担を公費負担する制度です。(石川県の事業)

特別児童扶養手当	身体、知的、精神に障害のある子どもを養育している方に手当を支給します。障害程度の認定基準が設けられており、所得制限もあります。(施設入所者は該当しません)
障害児福祉手当	重度で永続する障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の障害のある子に対して手当を支給します。障害程度の認定基準が設けられており、所得制限もあります。(施設入所者は該当しません)
障害者スポーツ交流大会	身体・知的・精神などの障害のある方が簡単なスポーツを通じて、体力増強や、多くの方々と交流できるように開催しています。
公共運賃の割引	JR・バス・電車・航空運賃の割引があります。※障害者手帳の種類によって受けられる割引が異なります。
不妊治療費助成事業	不妊治療にかかった費用のうち、一般不妊治療費と特定不妊治療費の一部を助成しています。(所得制限あり)

基本目標 4 子育てと仕事の両立ができる社会づくり

(1) 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

人間形成の基礎を作る重要な時期である乳幼児期には、一人ひとりの発達に応じてその時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。子育て中の家族が安心して働き、また多様な働き方への対応を図ることや、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、養育する保護者を支援していくため、保育施設の入園だけでなく、一時預かりなど多様な幼児教育・保育の場を提供してきました。増加する保育ニーズに対応するため、平成27年度より、保育園等の増設・整備などを進め、4か年で315人の受け入れ枠を拡大し、中でも要望の多い未満児保育に対しても、定員の拡大や、市立園の再開園により柔軟な対応をしました。また、市内民間保育園が、乳幼児期の教育・保育を一体的に提供する「幼保連携型認定こども園」に順次移行し、保育要件の有無にかかわらず、地域の子どもを受け入れることにより安定的な幼児教育・保育の場を確保したことを含め、これまでも待機児童の発生はありませんでした。

また、利用者支援事業として市役所に専任職員（保育コンシェルジュ）を配置し、身近な場所で子育て中の親子や妊婦及びその配偶者に対して育児に関する相談、発達の相談、入園相談等を受け付け、情報提供を行うと共に必要に応じて各関係機関との連絡調整を実施しました。

【施策の方向】

令和元年10月より開始した「幼児教育・保育の無償化」に伴い、今後は潜在的ニーズによる入園希望児童の増加や「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等により把握した利用希望の見込み量を踏まえ、均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう実情に合わせた施設整備が必要です。令和3年4月には押野地区にて新規保育施設を開園するとともに、面積基準限度まで定員を拡大した市立保育園の定員見直しや、老朽化した施設の再編など、市全体としての保育施設の在り方を検討することが必要です。今後も一人ひとりのニーズに寄り添いながら、多様な保育支援の拡充に努めます。

不安や問題を抱える親子へ必要なサービスにつなげるための体制を強化する必要があります。相談事業の強化を図るため、現在実施している利用者支援事業「特定型（保育コンシェルジュ）」に加え、より専門性の高い「基本型」の実施について検討します。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
幼児教育・保育の場の確保	多様な教育・保育ニーズに対応するための幼児教育・保育の場を確保します。 (保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園)
ショートステイ事業	子育て中の親が病気になったときや出産のとき、また家族の介護などの非常時に短期間(7日以内)の宿泊を含めて子どもを預かる制度です。

トワイライトステイ事業	子育て中の家庭で仕事などが常に夜間に及ぶ場合、6か月程度まで毎日子どもを預かる制度です。
病児保育事業	病気中の子どもでも、保護者の就労などで家庭での保育が困難な方のために0歳から小学校3年生までの子どもを一時的に預かる制度です。市内1か所と近隣市町施設で実施しています。
病後児保育事業	病気回復期にある乳幼児を一時的に預かる制度です。
一時預かり事業	保護者の傷病や冠婚葬祭、リフレッシュ、あるいは断続的な就労等で保育が困難になったときに、子育て支援センターで一時的に預かる制度です。
ファミリー・サポート・センター事業	市が子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）、援助を行いたい人（協力会員）を紹介し、お互いに子育てをささえ助け合うためのコーディネート、アドバイスなどを行う応援ネットワークです
マイ保育園登録制度	平成18年4月から実施し、身近な保育所・子育て支援センターを「マイ保育園」として登録することにより、両親の働き方に関わらず、妊娠時から3歳未満の未就園児を持つ子育て家庭が気軽に育児経験や育児相談、一時預かりの利用を通じて育児不安の解消を図ることができる制度です。
マイ保育園子育て支援コーディネーターの設置	平成19年4月より子育て支援コーディネーター養成研修を受けた専門員を各保育所や支援センターに配置し、市内に居住する妊産婦及び未就園児を対象とした育児相談を実施しています。
延長保育事業	保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について、延長保育を行います。
休日保育事業	日曜・祝日の保育需要に対応するため、休日の保育を保育所において実施します。（年末年始は除く）
乳児保育事業	産前産後休暇や育児休業終了後の就労に対応するため0歳児からの保育を実施しています。
利用者支援事業（特定型）	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。

(2) 男女の協力による子育ての推進

【現状と課題】

子育ては、母親だけでなく、両親が協力して取り組むことが重要です。市の女性の就労率は全国平均と比較しても高く、今回のアンケート結果からも共働き家庭は増加しています。しかし、男性の育児参加率も増加しており、男女の隔てなく育児を進めている傾向が見られてきました。市内保育施設においても、保護者父親の会が子どもに父親ならではの元気や活躍を伝えるような、親子ふれあい行事の計画や、保育園行事への積極的な参加を進めてきました。

【施策の方向】

母親だけでなく、父親も積極的に子育てに参加しやすい環境づくりの実現に向け、家庭において父親と母親がともに協力して子育てに取り組むことができるよう、男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を図ります。

【主な取り組み】

施策・事業名	事業内容
男女共同参画推進事業	「野々市市第2次男女共同参画プラン改訂版」において、「あなたもできる協働デザイン夢ある未来都市(まち)～男女共同参画の意識づくり～」を「目指すべきすがた」として掲げ、①意識の改革と推進体制、②環境の整備、③人権の尊重を基本目標に活動を行っています。
保育園等父親参加自主事業	子どもに父親としての元気や活躍を伝えるとともに、子どもとのふれあい活動や育児講座の実施、保育園行事への積極的な参加を行っています。
プレパパママクラス	妊娠中や産後の、体の変化や生活について学び、安心して出産が迎えられるよう学習する場としています。

(3) 仕事と生活の調和の推進

【現状と課題】

共働き家庭の割合が増していく中で働き方改革が進められ、父親の育児に対する役割や期待も大きくなっています。しかし、子育て世代の男性の長時間労働が続く中、男女がともに働きやすく、希望したかたちで子育てに向き合うことができる環境作づくりが求められます。今回のアンケート結果から週の労働日数は5日以内に収まり、帰宅時間が早まるなど労働環境の改善がうかがわれました。さらに、育児休業の取得率も増加しており、働きやすさと子育ての両立が可能になっているとかがえます。

【施策の方向】

子どもを産み育てやすい社会の実現という観点から、保育基盤や子育て支援の充実と併せて企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められます。男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、仕事と家庭生活とのバランスが取れた働き方が可能となるよう、職場環境づくりや意識啓発を推進します。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
産前産後休業	産前休業は請求することにより、出産予定日の6週間（多胎の場合は14週間）前から、産後休業は請求しなくても出産後8週間は取得できます。
育児時間	子どもが満1歳になるまで1日2回、少なくとも各30分育児時間を請求する事ができます。
育児休業	子どもが満1歳になるまで、男女に関わらず休業できる制度です。（一定の場合、1歳6か月になるまで（再延長は2歳まで）休業できます。）
家族出産育児一時金	健康保険給付として、子ども1人ごとに40万4千円の一時金が受けられます。（産科医療補償制度加入分娩機関において出産される場合は42万円です。）
育児休業給付金	育児休業中に一定の給付金が支給されます。 〈対象〉雇用保険の一般被保険者で育児休業開始2年前に賃金支払い日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合。

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

(1) 子育て・子育てを支える地域づくり

【現状と課題】

近年、家族を取り巻く環境は大きく変化し、女性の社会進出による出生率の低下及び核家族化の進行に伴い、世代間における育児文化の継承が希薄になりつつあります。そのため、身近に育児についての相談相手がない家庭や、子ども同士のふれあいの減少などにより、子育て家庭の孤立や子どもの健やかな育ちが心配されています。特に初めての子育てや多胎児を持つ母親など身体的、精神的負担が大きい家庭への支援を強化する必要があります。

市では子どもの健やかな育ちを願い、第1期事業計画策定時に市内6か所であった子育て支援センターを1か所増設し、量的拡大を図るとともに運営内容の充実に努めています。

また、初めて子育てをする母親を対象とした「BPプログラム（赤ちゃんがきた）」を実施し、同年齢の子どもを持つ母親が集う中で、育児不安を軽減し親子の絆づくりと親同士をつなぐ機会を提供しました。

【施策の方向】

「すべての子育て家庭への支援」の観点から、子育てに係る各種情報提供や相談体制の充実に継続して取り組むとともに、親子の交流の場や情報の提供、地域の特色を活かした子育て支援機能を高める事業に取り組めます。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
子育て支援センター事業	①施設開放②子育てアラカルト（育児講座）③サークルの支援④子育て情報誌「こそだてだより」の発行⑤一時預かり⑥病後児保育⑦双子ちゃんデー
親子の絆づくりプログラム 「BPプログラム（赤ちゃんがきた）」	0歳児を初めて育てる母親のための仲間・きずな・学びのプログラムを提供する。

(2) 子育て交流の促進

【現状と課題】

核家族化の進行に伴い、「乳児は肌を離すな、幼児は手を離すな、少年は目を離すな、」等の育児の基本を教えてくれる子育て経験者が相談相手として近くにいない方が増えてきました。

第1期計画期間中には、「お年寄りと子どものフェスティバル」、高校生による吹奏楽演奏会等の様々な活動を通じて、世代間交流を進めるなど、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりのために、各関係機関の交流イベントやふれあい活動を実施してまいりました。

【施策の方向】

今後、乳幼児から高齢者まで世代を超えてのふれあい交流事業を積極的に行い、地域子育て支援のボランティアの協力を得ながら、充実した活動を展開します。また、市内にある金沢工業大学や石川県立大学、野々市明倫高等学校等と連携し、これから親となる若者との交流を積極的に進めます。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
子育て交流事業	①ちびっこクラブ②コアラのつどい③小さい子のつどい④遊びのひろば⑤子育てアラカルト⑥育児相談⑦絵本と紙芝居
ふれあい事業（小・中・高・大学生・お年寄り等）	①お年寄りと子どものフェスティバル 三世代交流だけでなく、地域の人たちとコミュニケーションが取れる楽しいイベントを開催しています。②金沢工大学友会 フレッシュマンキャンプ、各保育所での清掃活動や行事の手伝いを行っています。
地区公民館活動	住民の教養や健康の増進など、住民生活に即した課題についての学習機会の提供や、住民相互の親睦を深めるなど、事業を通して地域社会や地域文化の発展を図るための活動を行っています。
生涯学習ボランティア支援事業（学びのサポーターとつくる夏休み体験等）	社会教育・学校教育において活躍できる地域住民を「学びのサポーター」として登録し、青少年の体験活動等の機会の拡大を図ります。
青少年ボランティア活動の支援（飛鳥等）	青少年が社会参加活動を通して、地域社会の形成者になることの自覚を高めます。

（3）子育てネットワークづくり

【現状と課題】

「マイ保育園」などの子育て支援サービスや母子保健サービスについての適切な情報と必要なサービスを受けられることが出来るよう、子育て支援コーディネーター、保健師、助産師、産婦人科医、小児科医などが連携するとともに情報を共有化し、家庭や地域に対して分かりやすい情報提供を行う必要があります。また、子育て支援情報を総合的に一覧できる「子育て安心ブック」を作成・配布するとともに、子育てに関係する情報提供のネットワークを強化することが重要になっていることから、平成30年4月から石川中央都市圏において子育てに関する施設や、イベントを検索できるスマートフォンアプリ「いしかわ中央子育てアプリ」をリリースし、子育て支援に関する情報を提供してまいりました。

【施策の方向】

地域全体で子育て支援を推進するため、関係組織・団体の育成強化を図りながら、支援活動を行う団体や個人のネットワーク化を通じて、地域の子育て支援体制を整備します。

【主な取組み】

施策・事業名	事業内容
「子育て安心ブック」の作成・配布事業	子育てに関する情報や、子育て支援についての保健福祉サービス情報を紹介しています。
情報通信網を活用した子育て支援情報の提供とネットワークの形成	ホームページ・メール配信サービスを活用した子育て情報を提供しています。①ののいちほっとHOTメール配信 子育て支援情報、防災情報、防犯・交通安全情報、生活情報等をメールで（希望者に）お届けするサービスです。②子育て支援ホームページ 安心して「子育て」ができるようにするため、医療補助、健康相談、福祉施設等のサービス内容をホームページで案内しています。③野々市市、金沢市、白山市、かほく市、津幡町、内灘町の子育てに関する施設や、イベント情報等を検索できるスマートフォンアプリ「いしかわ中央子育てアプリ」を平成30年4月にリリースしました。

第7章 支援事業計画

第1期事業計画において、項目ごとの実績を検証し評価を行いました。

事業は概ね計画どおりに進捗しましたが、保育・幼児教育のニーズ、特に未満児保育の要望は多く、希望する園に入れない状況もあります。引き続き、状況に応じた適切な施設整備やニーズに応えられる良質なサービスの充実を進めることを検討します。

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

【1期の評価】

幼児期の学校教育・保育の量の見込み

事業名	実績に対する評価
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	法人保育園は、平成27年度より順次幼保連携型認定こども園に移行し、1号認定の供給実績が増加しました。 市全体としては、私立幼稚園とこども園にて需要には十分応えている状況です。
2号認定 (保育園・認定こども園) 3、4、5歳児	市内16保育施設の実績で、計画値内で進めることができ、待機児童の発生はありません。 この計画では教育・保育提供区域を市全域で1区域（保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域）と設定していることから市内の各保育施設に入園が可能であることも待機児童が発生していない要因であると考えられます。 今後も、需要の動向を注視しながら、地域ごとに定員の検討が必要です。
3号認定 (保育園・認定こども園) 0、1、2歳児	需要は年々増加傾向にありますが、供給実績は計画値内でした 各保育施設の定員は、大きく変えることはありませんでしたが市立中央保育園を、再開園し受け皿を確保したことで、待機児童は発生していません。

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

量の見込みには、市外在住者の市内施設利用分を含み、確保方策には、市内在住者の市外施設利用分を含みます。

本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○保育の必要性の認定区分

3-5歳 幼児期の学校教育（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3-5歳 保育の必要性あり（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0-2歳 保育の必要性あり（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園 ・地域型保育

幼児期の学校教育・保育の量の見込み(実績)

	実績値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1・2号認定(幼稚園希望)	622	663	608	559
2号認定(保育希望)	1,161	1,177	1,200	1,181
3号認定(0歳児)	71	88	79	76
3号認定(1・2歳児)	695	696	719	728

幼児期の学校教育・保育の量の見込み(ニーズ量)

認定区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1・2号認定(幼稚園希望)	471	483	460	459	450
2号認定(保育希望)	1,142	1,173	1,116	1,112	1,090
3号認定	844	821	858	855	857
0歳児	96	93	93	93	94
1・2歳児	748	728	765	762	763

3歳未満児における保育利用率

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①0～2歳児の推計人口	1,737	1,699	1,758	1,761	1,769
0歳児	609	601	604	610	612
1・2歳児	1,128	1,098	1,154	1,151	1,157
②3号認定	844	821	858	855	857
0歳児	96	93	93	93	94
1・2歳児	748	728	765	762	763

(%)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
③(②/①)保育利用率	48.6	48.3	48.8	48.6	48.4
0歳児	15.8	15.5	15.4	15.2	15.4
1・2歳児	66.3	66.3	66.3	66.2	65.9

※幼児期の学校教育・保育の量の見込み(実績)には「市内」と「市外」の施設に通う市内在住児童が含まれており、幼児期の学校教育・保育の量の見込み(ニーズ量)は「市内」の施設に通う市内在住児童のみ的人数となっています。

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期(年度別、施設型給付・地域型保育給付別)

各認定別 幼児期の学校教育・保育の量の見込みに対する確保方策

			1号		2号		3号					
					幼稚園希望	保育希望	0歳	1・2歳				
令和2年度	①量の 見込み	市内の子ども	471	人	-	人	1,142	人	86	人	718	人
		他市町の子ども	47	人	-	人	34	人	10	人	30	人
		計	518	人			1,176	人	96	人	748	人
	②確保 方策	特定教育・保育施設	91	人			1,271	人	162	人	801	人
		確認を受けない幼稚園	430	人				人		人		人
計		521	人			1,271	人	162	人	801	人	
	②-①	3	人			95	人	66	人	53	人	
令和3年度	①量の 見込み	市内の子ども	483	人	-	人	1,173	人	83	人	699	人
		他市町の子ども	42	人	-	人	35	人	10	人	29	人
		計	525	人			1,208	人	93	人	728	人
	②確保 方策	特定教育・保育施設	95	人			1,271	人	176	人	840	人
		確認を受けない幼稚園	430	人				人		人		人
計		525	人			1,271	人	176	人	840	人	
	②-①	0	人			63	人	83	人	112	人	
令和4年度	①量の 見込み	市内の子ども	460	人	-	人	1,116	人	83	人	734	人
		他市町の子ども	46	人	-	人	33	人	10	人	31	人
		計	506	人			1,149	人	93	人	765	人
	②確保 方策	特定教育・保育施設	98	人			1,292	人	176	人	840	人
		確認を受けない幼稚園	430	人				人		人		人
計		528	人			1,292	人	176	人	840	人	
	②-①	22	人			143	人	83	人	75	人	
令和5年度	①量の 見込み	市内の子ども	459	人	-	人	1,112	人	83	人	732	人
		他市町の子ども	46	人	-	人	33	人	10	人	30	人
		計	505	人			1,145	人	93	人	762	人
	②確保 方策	特定教育・保育施設	101	人			1,314	人	176	人	840	人
		確認を受けない幼稚園	430	人				人		人		人
計		531	人			1,314	人	176	人	840	人	
	②-①	26	人			169	人	83	人	78	人	
令和6年度	①量の 見込み	市内の子ども	450	人	-	人	1,090	人	84	人	732	人
		他市町の子ども	45	人	-	人	33	人	10	人	31	人
		計	495	人			1,123	人	94	人	763	人
	②確保 方策	特定教育・保育施設	104	人			1,336	人	176	人	840	人
		確認を受けない幼稚園	430	人				人		人		人
計		534	人			1,336	人	176	人	840	人	
	②-①	39	人			213	人	82	人	77	人	

【確保の内容】

未就学児童数全体は減少傾向にあります。0歳～2歳児童は微増となっています。認定区分ごとの保育ニーズに応じて、既存施設の定員の見直しや、市全体の保育施設の在り方を検討しつつ、待機児童を発生させないよう、受け皿を確保していきます。

※確保方策については、市内特定教育・保育施設数に伴い中間見直し時に見直しを行います。

3 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

（1）利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【1期の評価】

市役所に専任職員を配置し、核家族の多い市の特徴を考慮した育児に係る相談や、発達の相談、入園相談等を受け付け必要に応じて、各関係機関に繋げることができました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保の内容】

専任の職員(利用者支援専門員)を市役所内に配置し、きめ細やかな利用者支援を実施していきます。

また、本事業を子育て支援センターなどの身近な場所でも実施するなど、利便性の向上と機能強化について検討していきます。

【2期の量の見込みと確保方策】

	類型	計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型・特定型	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策	基本型・特定型	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて、保育所等で保育を実施する事業です。

【1期の評価】

保護者ニーズに応えながら、全ての保育施設で実施するとともに一部施設では平日20時までの時間外保育を受け入れており実績数は増加しています。保育が困難な保護者への支援に寄与しました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	824人	995人	1,561人	1,494人
実施箇所数	15か所	16か所	16か所	16か所

【確保の内容】

市内にある全ての認可保育所と認定こども園で延長保育を実施しています。
今後、保育所等の整備箇所数に応じて、延長保育の実施箇所数の増加を図っていきます。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,504人	1,559人	1,535人	1,528人	1,503人
②確保方策	1,504人	1,559人	1,535人	1,528人	1,503人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
実施箇所数	16か所	17か所	17か所	17か所	17か所

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【1期の評価】

需要の増加に伴い、放課後児童クラブのクラブ数を増やし供給量の確保に努めました。
また、対象学年を6年生までに拡大し、学童期児童を持つ保護者への支援に寄与しました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	629人	743人	768人	804人
高学年	139人	183人	232人	245人
合計	768人	926人	1,000人	1,049人
実施箇所数	15か所	20か所	23か所	27か所

【確保の内容】

12施設 29クラブで事業を実施しています。
児童の集団規模等の最低基準の向上を図りながら、利用ニーズに対応していきます。

【2期の量の見込みと確保方策】

		計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	816人	821人	827人	833人	839人
	高学年	249人	250人	252人	254人	256人
	合計	1,065人	1,071人	1,079人	1,087人	1,095人
②確保方策	低学年	816人	821人	827人	833人	839人
	高学年	249人	250人	252人	254人	256人
	合計	1,065人	1,071人	1,079人	1,087人	1,095人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人
実施箇所数		30か所	31か所	31か所	31か所	31か所

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的に預かる事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【1期の評価】

需要が増加している中、市内2幼稚園で預かり保育を継続して実施しています。また、市内、市外の保育所や幼稚園が認定こども園に移行したことにより、供給量は十分に確保されています。今後も、保護者の保育ニーズ等を把握しながら、事業の在り方を検討し、育児負担を減らしていく必要があります。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	4,749人日	5,925人日	4,750人日	5,460人日

【確保の内容】

市内の幼稚園2か所で預かり保育を実施しています。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,954人日	5,060人日	4,952人日	4,936人日	4,790人日
②確保方策	4,954人日	5,060人日	4,952人日	4,936人日	4,790人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

② ①以外の一時的預かり

【1期の評価】

需要動向を踏まえ、適切に実施しました。保護者のリフレッシュ、入園前の慣らし保育のための利用等ニーズに応じたサービスを提供し、育児負担の軽減と共に、保護者の仕事復帰にも寄与しました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	3,313人日	2,590人日	1,728人日	2,124人日

【確保の内容】

市内の保育所 12 か所、子育て支援センター1 か所で実施しています。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,851人日	2,822人日	2,783人日	2,765人日	2,729人日
②確保方策	2,851人日	2,822人日	2,783人日	2,765人日	2,729人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や冠婚葬祭等で、家庭において養育を受ける事が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等にて、短期間（7日以内）の宿泊を含めて保育を行う事業です。

【1期の評価】

一時的に子どもを養育することができない家庭にとって、施設において養育を行うことは有効な支援となっています。乳児のショートステイの利用もあり、育児不安のある保護者への支援に寄与しました。

【利用実績】

		実績値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	ショートステイ	25人日	20人日	20人日	22人日
	トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	85人日

【確保の内容】

ショートステイは金沢市内の施設2か所で実施しています。また、夜間に保育を行うトワイライトステイ（夜間養護）は金沢市内の施設2か所で実施しています。引き続き、提供体制の確保に努めます。

【2期の量の見込みと確保方策】

		計画値				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	ショートステイ	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
	トワイライトステイ	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日
	合計	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
②確保方策	ショートステイ	30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
	トワイライトステイ	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日
	合計	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【1期の評価】

市内7施設にて子育て支援センターを設置し、乳幼児親子の交流や育児に対する情報交換ができる安心・安全な居場所を提供しています。また、子育て支援センターの設置がない保育施設においても「ワンランク上のマイ保育園」を実施し、身近な地域での子育て支援の充実を図りました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	16,220人日	14,855人日	14,450人日	14,798人日

【確保の内容】

未就園の0～2歳児を中心に遊びの場として、また子育てに関する身近な相談窓口として機能しています。更なる事業の充実を図っていきます。

【2期量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,662人日	15,216人日	15,072人日	14,957人日	14,909人日
②確保方策	15,662人日	15,216人日	15,072人日	14,957人日	14,909人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【1期の評価】

保健師による訪問、面接により、要支援家庭の把握が早期に可能となり各関係機関につなげるなど、安心して子どもを産み育てる環境の整備に寄与しました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	708人回	632人回	684人回	568人回

【確保の内容】

現状の体制で、引き続き事業を実施していきます。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	700人回	700人回	700人回	700人回	700人回
②確保方策	700人回	700人回	700人回	700人回	700人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【1期の評価】

「(7) 乳児家庭全戸訪問事業」との連携を図り、出産前後の早期に把握した要支援家庭に対し、状況に応じた支援を行いました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	325人回	338人回	430人回	617人回

【確保の内容】

現状の体制で、引き続き事業を実施していきます。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	550人回	550人回	550人回	550人回	550人回
②確保方策	550人回	550人回	550人回	550人回	550人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【1期の評価】

病児保育については、市内の1施設と近隣市町にある施設を利用しています。病後児保育については、市内の保育所と認定こども園2施設、子育て支援センター1施設で実施しています。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	766人日	1,019人日	768人日	767人日

【確保の内容】

病児保育は市内1か所、近隣市町8か所にて実施しました。保護者の需要には応えている状況ですが、より身近な地域での提供量の確保や、アンマッチ件数を減少させるための検討を進める必要があります。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,013人日	1,008人日	993人日	988人日	972人日
②確保方策	1,013人日	1,008人日	993人日	988人日	972人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学児のみ

生後3か月から概ね小学校3年生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【1期の評価】

仕事等で子どもを養育することができない保護者にとって、地域の提供会員による一時的な保育サービスは有効な子育て支援となっています。提供会員の確保が課題といえますが、延長保育や放課後児童クラブの充実により、依頼会員数に比べ利用希望者は少なく、ニーズには対応できている状況です。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	106人日	44人日	62人日	75人日
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保の内容】

ニーズ調査による利用意向はありませんでしたが、放課後児童クラブへの送迎等の利用実績があることから、引き続き事業を実施するとともに、提供会員の増加や事業の周知を図ります。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
②確保方策	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【1期の評価】

母子健康手帳の交付時に、健康診査の受診を促すことにより、母体や胎児の健康管理に寄与しました。また、平成30年度より妊婦歯科健康診査を実施することにより、妊婦の歯科保健の向上にも努めました。

【利用実績】

	実績値			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数	8,494人	8,399人	8,053人	7,413人

【確保の内容】

現状の体制で、引き続き事業を実施していきます。

【2期の量の見込みと確保方策】

	計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,600人	8,600人	8,600人	8,600人	8,600人
②確保方策	8,600人	8,600人	8,600人	8,600人	8,600人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【1期の評価】

保護者の所得状況を勘案して、申請があったものについて、全てに対応しました。

【2期の確保方策】

子ども・子育て支援法第59条第3号の事業として市が行う事業で、バス遠足の費用や文房具購入費用を給付しており、国の施策に沿って、助成を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【1期の評価】

第1期計画実施期間中に対象となる事業はありませんでした。今後新たに開園予定の保育施設に対しては、保育の質を保つよう十分に検討を重ねていく必要があります。

【2期の確保方策】

今後も、必要に応じて公募するなど、民間事業者の活用について積極的に検討いたします。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

現在は幼稚園2園、保育所6園、認定こども園10園の合計18園体制となっています。うち保育所5園が市立で、他の13園は民間による運営となっています。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、施設の整備を計画的に進めます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障害のある子どもなど特別な支援が必要な子どもへの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、石川労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組みを進めます。

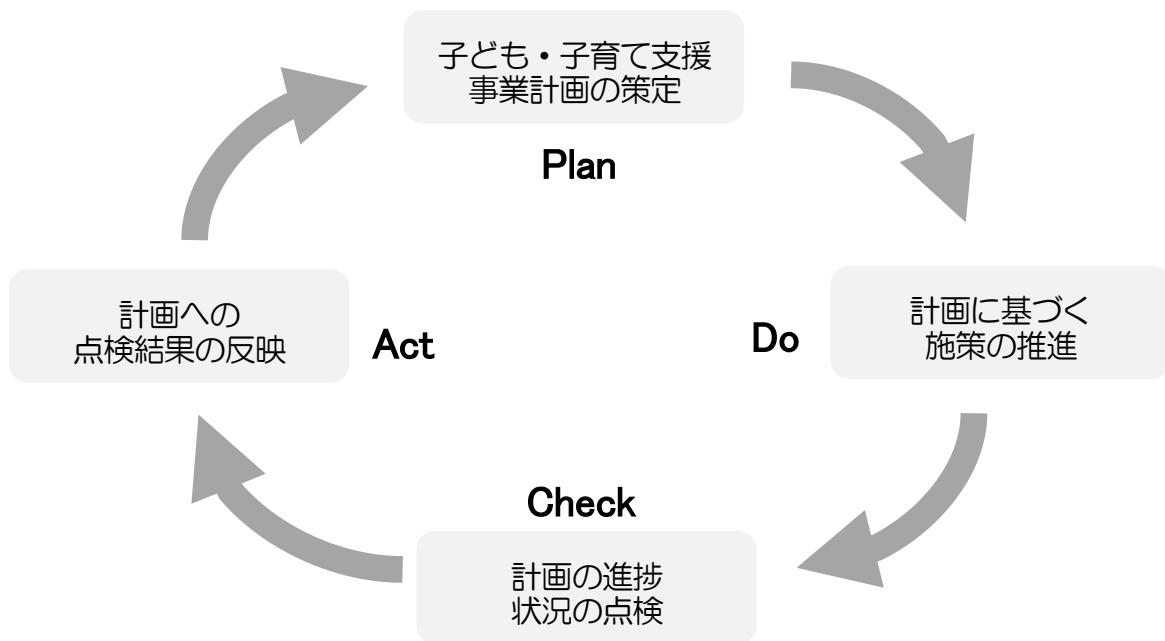
第8章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、この取組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。





野々市市 子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行 野々市市健康福祉部子育て支援課

〒921-8510

石川県野々市市三納一丁目1番地

TEL 076-227-6077

